

平成16年12月14日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一	ノ瀬	健	二
監査委員		江	口		徹

平成16年12月14日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第52号 | 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第53号 | 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第54号 | 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第55号 | 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第56号 | 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第57号 | 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第2 | 報告第6号 | 専決処分事項の報告について（台風災害による損害の賠償）（報告） |
| 日程第3 | 報告第7号 | 専決処分事項の報告について（台風災害による損害の賠償）（報告） |
| 日程第4 | 議案第59号 | 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第60号 | 鹿島市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第61号 | 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第62号 | 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第63号 | 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第64号 | 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第65号 | 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第66号 | 平成16年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |

日程第12	議案第67号	杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について（質疑、討論、採決）
日程第13	議案第68号	佐賀縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について（質疑、討論、採決）
日程第14	議案第69号	佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について（質疑、討論、採決）
日程第15	議案第70号	佐賀縣市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について（質疑、討論、採決）
日程第16	請願上程	
	請願第3号	「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書（総務委員会付託）
	請願第4号	W T O ・ F T A 交渉に関する請願書（産業建設委員会付託）
	請願第5号	「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書（産業建設委員会付託）

午前10時2分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、9月27日の決算認定議案審議中、一般会計についての谷口議員の質疑に対する答弁について、当局から発言したい旨申し出がっておりますので、これを許します。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

おはようございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回、このような形で本議会で発言させていただきますのは、本年の9月議会の議案審議におきまして谷口議員より、鹿島中央交番横の空の広場の工事費は500数十万ぐらいで終わっているようで、さくら通りのポケットパークは空の広場に比べ3倍以上の費用がかかっているのはなぜかという内容の御質問がありましたので、その御質問に対し私は空の広場の工事費は約39,546千円であるとお答えし、議員の申されました500数十万円とは相当に開きのある金額を申し上げたところでございます。このことにつきましては、11月11日、12日の決算審査特別委員会及び12月3日の全員協議会でも説明させていただきましたが、再度ここで発言させていただきたいと思っております。

9月議会で私のお答えいたしました工事費約39,546千円という金額は、空の広場の事業認可の金額でありまして、この事業認可の金額とは、空の広場の工事に必要な金額を積算し、

国に申請いたしました金額で、国も認めた金額でございます。その事業認可の金額であることを9月議会の折に御説明しておく必要があったものと考えますし、また議員の御質問がさくら通りのポケットパーク整備工事の決算額18,112,500円との比較に関する御質問であったことからすれば、そのときお答えする空の広場の工事費については、事業認可の金額と合わせて契約額も申し上げるのが比較の対象としては好ましかったことであったと考えます。まことに申しわけございませんでした。

そこで、9月議会後、空の広場の契約額を土木事務所に確認いたしましたので申し上げますと、ここは広場の部分約401.8平米でございます。その周辺の歩道部分約154.9平米と合わせて発注してありまして、その契約金額は33,130,650円でありました。また、9月議会において議員が大体9,000千円程度と記憶していると申されました商工会議所前の太陽の広場についての工事費も9月議会でお答えいたしておりますが、そのときお答えしました金額23,336千円については契約額を申し上げております。いずれにいたしましても、9月議会において議員が申されました空の広場、太陽の広場の金額とは実際の契約額は大きく異なった数字という形になっております。

私の方からその時点で認可額だけ申し上げておりましたこと、それと契約額がどうしてもその時点で不明であったことで御迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたします。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第52号～議案第57号

○議長（小池幸照君）

日程第1. 去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第52号から議案第57号までの平成15年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成16年11月12日

鹿島市議会議長

小池 幸 照 様

決算審査特別委員会

委員長 吉 田 正 明

決算審査特別委員会審査報告書

平成16年9月27日の本会議において、付託されました議案第52号「平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、11月11日と12日の2日間委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長吉田正明君。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月27日の本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案を11月11日、12日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をしました。その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、財政課長より平成15年度の主要成果の説明と平成15年度一般会計の決算状況についての説明がありました。

決算の概要は、歳入では、市税は景気の低迷などにより、前年比較 1.7%の減、地方交付税も通常収支にかかわる交付税特別会計での借り入れが完全に廃止されたことにより 8.1%の大きなマイナスとなっております。一方、繰入金で、減収による収支不足額を補てんするため、財政調整基金を取り崩したこと、地方債で、地方交付税の通常収支分の減収額を補てんする臨時財政対策債が81.7%の大きな増となったことなどにより、一般財源総額では 0.1%の微増となっております。しかし、国県支出金が、果樹集出荷施設整備事業の完了や実施事業の入れかわりなどから、それぞれ前年度比較大きな減となったことから、歳入総額では 7.2%減の12,458,447千円となったものでございます。

歳出では、義務的経費のうち、扶助費で、児童扶養手当支給額が平年度化したことにより 5%の増となったものの、人件費で、退職者の減や人勸のマイナス勧告で10.8%の大きな減となったことから、義務的経費全体では 3.4%のマイナスとなっております。

また、減債基金などへの積立金や水道事業会計への出資金、国保、老人、介護保険などへの繰出金が増加いたしておりますものの、投資的事業で果樹集出荷施設整備事業の完了など

に伴い48.2%と大きな減となったことから、歳出総額では7.2%減の12,207,565千円となったものでございます。

歳入合計では、県支出金の大幅な減額から、7.2%の減となっております。

このうち前年対比増減の主なものを申し上げますと、市税の減は、個人市民税の減収及び固定資産税が家屋の評価がえにより減となったことなどによるもので、地方交付税のうち普通交付税は基準財政需要額で一定項目が臨時財政対策債に振りかえられたことなどから8.4%の減となり、特別交付税7%の減と合わせて、地方交付税全体では8.1%の大きな減となっております。県支出金では、果樹集出荷施設整備事業の完了などにより50.4%の大幅な減となっており、繰入金では、地方交付税など減収による収支不足額を補てんするため、財政調整基金を取り崩した関係で129%の大きな増となっております。このほか市債で、臨時財政対策債が81.7%の大幅な増となったことから、35.3%の大きな伸びとなっております。

歳出合計では、農林水産業費の大幅な減額により7.2%の減となっております。

このうち前年対比増減の主なものでは、総務費は、退職者数の減から職員手当が大きく減少したものの、16年度の収支不足に対応するため、財政調整基金と減債基金への積み立てを行ったことなどから3.3%の増となり、民生費は、児童扶養手当支給額の平年度化による増及び国保会計や介護保険への繰出金が増加したことなどにより2.9%の増となっております。農林水産業費は、果樹集出荷施設やノリ共同加工施設の事業完了などにより56.2%の大幅な減となり、また土木費でも、地方特定道路整備事業の完了などから10.2%の減となっております。教育費では、七浦小学校大規模改造事業の実施などにより9.7%の増となっております。このほか諸支出金では、中木庭ダムの建設負担金が増加したことにより165.8%の増となっておりますとの報告がありました。

次に、監査委員より議案第52号から議案第57号までの6議案について、一括して決算審査の概要報告がありましたので、概要を申し上げます。

まず、審査の結果ですが、各会計とも歳入歳出決算書並びに附属書類は関係法例等に従って作成されており、また関係帳簿及び証拠書類等を審査いたしました結果、決算の計数に誤りはなく、正確であることが認められました。

次に、決算の結果につき概要を申し上げます。

まず、一般会計についてですが、平成15年度の当初予算額は11,491,990千円でありましたが、補正により最終予算額は12,469,898千円となっております。これは前年度に比べて1,294,121千円の減少です。

一方、執行率を見ますと、歳入で99.9%、歳出では97.9%となっており、これは前年度と比較しまして、歳入で2.4ポイント、歳出でも2.3ポイント、それぞれ上回っての執行となっております。

平成15年度は、財政運営面において効率的な予算執行を図られた結果、歳入決算額

12,458,447千円に対し、歳出決算額は12,207,565千円となり、この結果、歳入歳出差し引き250,882千円、うち翌年度への繰越財源23,824千円を含んでの黒字決算となっております。

本市の財政状況は、経常収支比率において91.6%で、前年度に比べ1.3ポイント下回っているものの、75%の標準的数値からは依然として高い水準に位置しています。

そのほか、実質収支比率は3.3%で、望ましい指標内にあり、公債費比率は17%で、やや割高であります。なお、起債制限比率は12.1%の決算結果となっております。

一方、地方債残高は0.1%減少しており、財政運営の努力がうかがえます。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、鹿島市公共下水道事業特別会計です。1,215,591千円の予算現額に対し、歳入決算額は1,121,323千円、また歳出決算額は1,116,643千円で、歳入歳出差引額は4,680千円となっております。これは全額、翌年度へ繰越明許費の財源となっております。

次に、鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計であります。予算現額14,837千円に対し、歳入決算額14,836千円、また歳出決算額は14,833千円で、歳入歳出差引額3千円は翌年度への繰越金として処理されております。

次に、鹿島市国民健康保険特別会計です。予算現額3,075,973千円に対し、歳入決算額は3,038,203千円、歳出決算額は3,059,817千円で、歳入歳出差引額21,614千円の歳入不足となっており、これは次年度歳入繰り上げ充用金で全額補てんされております。

次に、鹿島市老人保健特別会計ですが、予算現額3,873,464千円に対し、歳入決算額は3,759,530千円、歳出決算額は3,773,237千円であり、歳入歳出差引額は13,707千円の歳入不足となっており、これは次年度歳入繰り上げ充用金で全額補てんされております。

次に、鹿島市給与管理特別会計ですが、予算現額2,124,348千円に対し、歳入及び歳出決算額はいずれも2,100,087千円であり、前年度に比べ、給与改定等により127,864千円、5.7%の減少となっております。

本市においても昨今、自主財源である市税等の大幅な伸びを期待できるような状況ではなく、また補助金や地方交付税の長期的見通しも困難な中、事業の優先度、必要性及び後年度への財政負担等を考慮しつつ、行財政の運営が図られているところですが、さらなる健全な財政運営を希望するとの報告がありました。

次に、審査の過程における主なものについて、以下概要を申し上げます。

100数回、130ページにもわたる質疑等が行われましたので、一部を申し上げます。

1、市町村合併の推進ということで、29日に鹿島市・太良町の合併協議会が発足したと、合併協議会負担金の内容について、との質疑に対し、答弁、5月19日に太良町との合併協議会が発足して、ことしの4月13日まで約20回にわたって議論を重ねてきた。経費については、法定合併協議会を設置した場合には国から5,000千円の補助がございます。負担金補助及び交付金の中で、法定合併協議会に対して負担を支出している、との答弁がありました。

2番目、物品として627点、現在300千円以上の備品があると、例えば、使用期間が主として終了したような物品も当然出てくるかと思いますが、どのような処理をされているのか、との質疑に対し、答弁、基本的に物品は担当課の方で管理を、使用に耐えなくなった場合には廃止、不要財産ということで財政課の方に申し送りが来ます。ほとんど今までの中で、その不要になった部分が有効活用できた事例というのはありません。マイクロバスが用途廃止になりまして、その部分につきましては入札で売却をしたという事例もございます、との答弁がありました。

3番目、たしか平成8年と思いますが、蟻尾山の桜の木の間伐をお願いした。今見るともう満杯です。この294,525円の委託料の中でそういうことができるのか、との質疑に対し、答弁、蟻尾山の桜の木ですけれども、密集すればきれいでなくなるということですので、桜樹保存会あたりとも相談しながら、どの程度が適正なのか、どのくらいの本数が適正なのか研究をさせていただきたい、との答弁がありました。

4番目、学校評議員制度が実行されていますが、その評価の結果は聞いておりません。大体どういうふうな評価をされているのか、どういう仕事をしておられるのか、との質疑に対し、答弁、学校評議員制度は、鹿島市では14年の1月から導入をしております。14年の1月に西部中学校につきましては4名、西部中を除く学校8校につきましては3名に学校評議員として御活躍をいただいております。学校評議員の設置の目的は、地域に開かれた学校づくりということで、学校長が評議員の意見をお聞きしながら学校運営に反映するというものでございます。民生児童委員の経験者とか区長さんの経験者、またPTAの役員の方などに評議員として就任をいただいておりますけれども、早速その意見を学校運営に反映しながら取り組んでいるという成果が出ております。例えば、授業時数を教務主任に克明に掌握させて、職員に指示をし、授業時数の確保を図る。不登校ごみの子供さんには、地域とともに、その子供の不登校問題に対する解消に学校、地域を挙げて取り組んだというような成果も出ている、との答弁がありました。

5番目、基幹産業である農林水産業の振興は重要課題であるということは言うまでもありませんが、今、担い手不足や遊休農地、耕作放棄農地の増加、また農村集落機能の維持が困難になるなど多くの課題を抱えておりますが、特に14年度と15年度の遊休農地と耕作放棄地はどのように把握をされておられるのか、との質疑に対し、答弁、今、手元に全体の数字をちょっとつかんでおりませんが、多分委員さんが申されることは、多良岳地区あたりの、ここに事業的に上がっております多良岳地区低利用地の対策あたりだと思いますけれども、御存じのとおり、現在、中山間地域の総合整備事業、また直接支払等の中であそこの廃園地というのが目立ってきております。そういう部分で今後対策を今とっております、との答弁がありました。

6番目、収納率を7市と見比べて、これまた鹿島が一番厳しいという結果を昨年度の資

料でちょっと手にしました。特に14年度の決算ですけれども、滞納分が佐賀市は 15.26%滞納分を集めておられると、収納率があるということでございますけれども、しかし、鹿島は 6.59%、鳥栖市は19%、唐津が10%、多久も10%、伊万里も11%、こういう感じで、鹿島だけこれまた厳しいということでございますけれど、何か集め方の方法が違うんでしょうか、との質疑に対し、答弁、確かに滞納繰越分につきましては、鹿島市は前年度では佐賀県の7市では一番低い数字となっております。これは倒産した大口のところがございます。大口滞納の分が全体の滞納繰越分の約3分の1を占めているのが現状であります。この滞納繰越分は来年度まではこのままの数字ぐらいで推移すると思っておりますけれども、18年度からは確実にアップするというふうに私たちは期待をしております、との答弁がありました。

7番目、生ごみ堆肥化構想を議会が提起をしました。市長も公式の場で受けとめました。平成8年かと思いますが、平成15年度にどういう検討をされた結果が出て、されるのか。そこについて経過の説明を、との質疑に対し、答弁、生ごみ堆肥検討とのことでございますけれども、実は7回目の検討会を平成16年の2月にやったわけでございます。今まで7回やってまいりましたけれども、農業者サイドの利用量はつかみ切れないというのが一つ、実際に有機農法をやりたい人はオーダーメイド等でやっておられる方も実際あると、畜産廃棄物については法的な適正処理が可能になったということもございまして、どういったものをつくるのか、どういった規模というような話まではなかなかいかない、との答弁がありました。

8番目、身障者自動車改造補助金ですが、1名で20千円、改造の内容などどういうふうな改造をされたのか。ほかにどういうふうな改造が適用になっているのか。それと、限度額は、最高は幾らか、との質疑に対し、答弁、自動車ハンドルの改造の1件でございます。この制度につきましては、県単補助ということで、県の2分の1、市の2分の1なんですけれども、内容は最高額 100千円ということで、1件当たり 100千円となっております。改造について、ハンドルの方は、ハンドルの枠に握るノブをつけます。一つは手動でアクセル・ブレーキを動かす装置です。一つは車いすを載せるためのウインチを中に取りつけます、との答弁がありました。

ほかにもたくさんの質疑、要望等が出ました。

次に、一般会計の質疑を終えて、特別会計を一括審議いたしましたので、その経過並びに審議経過の概要を申し上げます。

1、公共下水道事業特別会計について、一般会計からの繰入金の抑制等経営改善に努めなければならないということで指摘がっておりますが、繰入金の抑制についてはどのような努力をされておられるのか、との質疑に対し、答弁、去年も10月ぐらい下水道デーを中心に、各戸別世帯訪問をして、職員総出で1カ月ほどかけ、未接続の世帯 600世帯ぐらいを全部回りました。かなり効果はあったと。また、経費節減で、今回、人件費のほかいろんなことが減少しておりますので、もう一度浄化センターの委託契約の見直し等も行っている、との答弁

がありました。

2番目、受益者負担金の未収金が3,012千円というふうに決算されておりますが、大体何%ぐらいの収納率に当たるのか。それから、3,012千円というのは件数で何件か、との質疑に対し、答弁、滞納者の件数で現在25名の方が、前年度15年度末で25名の方が滞納されている。平成6年から受益者負担金をいただいております。受益者負担金総額は532,288,600円で、そのうち3,012千円が滞納になっている、との答弁がありました。

3番目、公共下水道については一般会計から580,000千円ですねと。ほとんど毎年5億円ぐらい出ておりますが、公共下水道は進めなければならないと思いますが、市長の施政方針として、これはやっぱり一般会計からも常時このくらい進めて進行していくというお考えをお持ちなのかどうか、との質疑に対し、答弁、実はこの公共下水道事業をスタートするときには議会でも御説明をしておりますが、公共下水道というやり方そのものが公費負担が高いです。鹿島南部、ここまでは確実に公共下水道事業でやりたいと思っております。一つは、下水路の問題です。それを含める意味でも公共下水道でやった方がいいという判断と、一つは密集地帯、家屋が密集していますから、ここはやはり公共下水道でやった方がいいだろうと。ただし、次のエリアに移る場合は公共下水道で、あるいは合併浄化槽でやった方がいいか十分議論が必要だ、との答弁がありました。

4番目、乙丸雨水ポンプ場について、着々と進んでおりますが、大体今後の事業と完成時期はいつごろになりますか、との質疑に対し、答弁、完成時期は平成19年度を目標にいたしております。今、土木工事、地盤から下の工事を発注しております、来年度は建築、それからあとは機械、電気というようなスケジュールで一応計画をしているところでございます、との答弁がありました。

5番目、谷田工場団地について、平成15年度においては未分譲地3万7,394.4平方メートルについて企業誘致活動を行った。佐賀県でも他市においては企業誘致が行われているような実績があるようですけれども、15年度、どのような形での企業誘致をされたのか、との質疑に対し、答弁、15年度につきましては、まず県のパンフレットの中で鹿島の谷田工場団地も入れさせていただきまして、このパンフレットでもってのPR、それから市の方のホームページにも谷田工場団地を入れさせております。それから、県の方の工場再開発とか、いろんな審議会がございまして、積極的に研修等に参加をいたしまして、情報収集とかPR等を行っている状況でございます、との答弁がありました。

6番目、鹿島は多額な投資をしながら公共下水道工事をしている。工事の進捗の割には加入率が進んでいない。私が実は今回1市1町の合併で太良の方にも何回かお伺いした中で、鹿島と組めばそういう点で非常に借金が多いので、そっちの方に太良の方も引きずられるというような面も一部あったことも事実でございます。一応この点について、との質疑に対し、答弁、まず、合併と公共下水道事業との絡みで言いますと、太良町は今から下水道事業をす

ると、財政シミュレーション、プラスにならなかったんです。それを取り下げることによって、わずかにプラスになる、そういうことで太良はこれを取りやめられました。鹿島は一貫してこれは都市基盤整備としてやるという前提で、しかも今の施策化の経費の7割くらいを可能経費として鹿島市の場合は担保しているわけです、合併できなかった場合も、との答弁がありました。

ほかにもたくさんの質疑、要望等が出されました。

以上、本委員会に対して付託されました平成15年度各会計歳入歳出決算認定について、質疑、意見、要望等が述べられました。

質疑終結の後、討論を経て、直ちに採決の結果、議案第52号から議案第57号まで、全員一致で原案のとおり認定するものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

議案第52号から議案第57号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

先ほど冒頭に建設課の課長の方から、いろいろ資料等で空の広場、太陽の広場等、説明されました。私たちはこのポケットパークの問題についてちょっとお聞きしたい点があったもので、そういうあれやったら——全協の折にですね、資料を出していただいて、いろいろと説明をいただきました。疑問がある点がちょっとあれやっただけで、委員長にお聞きしたいと思います。

というのは、ここに資料で上げられている中に、ポケットパークの塀工事の中でRC塀、コンクリートですかね、H2500を打ったということで、ここに対して松くいを32本打たれているわけですよ。この32本のあれに全協の説明では、ここに載っていたけれども、打っていないという旨の説明がたしかあったと思います。そしたら、じゃあ、下の木塀の方に、これには要するにコンクリートの基礎を30掛け30掛け50されているんですけども、何でコンクリート塀には松くいとかそういうものは打たなくて、地盤が軟弱でなかったら、何で木塀にはこういう基礎をされたのか、これが不思議であったので、ちょっと疑問に感じたので、これを委員長どう思われるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

決算審査特別委員長吉田正明君。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

質問も谷口議員のみならず、100回以上、ページ数にして130ページというような多岐にわたったわけで、この件については、まだ担当課の方で谷口議員、全体的には15年度の決算は全員で採択をしたということでございますので、この件については谷口議員が了解される

のがいつごろになるのかということもございまして、きょうはそういうことは入れておりません。だから、この進め方について、単価についてとかいうこと、具体的なことは私の方から言うべき筋合いのものじゃないというふうに思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

決算審査の経過並びに結果についての質問でございますから、委員長の報告の中でそういう議論があったかどうかというような質問であるというふうに感じます。その結果については委員長が今報告されたわけですので、このまま審査を続けます。

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいまの委員長の答弁でもちょっと引っかかりがあるんですが、報告の中に、いまだなお未解明な部分を抱えておると。それを谷口議員がいつ承服されるのかというような報告もあっておりますが、これはポケットパークに関しては今質疑のあった、これは具体的なものの一つなんですけど、未解明部分を残しておるんですね。だから、特別委員長として、その資料提出を私の要求にこたえて特別委員会として預かれたわけなんです。だから、その資料提出があっていないんですよ。あっていない中で、その他の案件については私も異議は唱えておりません。だから、ここはいろいろ問題があったということじゃなくて、要するに未解明部分を解明した後に委員長報告があればいいんだけど、委員長としては、ただいまポケットパークの件に関しては、ポケットの「ポ」の字でも今報告の中に盛られていないんですよ。今でもまだ尾を引いておるんですよ。だからこそ全協にも説明があったし、9日の日には、担当部長が正副議長に報告をされたときに、私も含めて、その資料提出は断りたいということで、それでは解明はこれ以上してくれるなという話と同じじゃないかというようなことで今終わっておるんですよ。だから、そういうふうなね、ちょっと事実上行き詰まったままの案件を抱えながら今報告をされておるんですよ。この扱いについて、委員長としてどう思われるのか。しかも、その報告に一言も触れられていない。これは審議未了なんです。事実。形式的には全会一致で可決されましたということなんですけど、その資料提出を求めて資料の審査の上、了とすれば私も賛成をします。ただ、私は、その部分が未解明だから、保留をさせていただくということで、委員長が職権で討論、採決をされた席上、私は告知をして退席をしたんですね。これがまだ全協も含めて未解明になっているんですよ。このねじれ現象をどういうふう処理されるのか。ほかの特別会計はいいです。一般会計も全部いいです、これを除いては。そういう環境に今あるんですよ。これをそのまま採決に付すということは、しかも報告も一つもせずに採決に付すというのは、疑問を残す審査結果になるんじゃないかというふうに私は思うんですね。

この扱いについては、私は、議長にも出せないということでは困ると、議案の精緻な審査

を必要とする場合には出してくれと、この扱いでいいのかなのか、執行部としてはそういう見解をとっているけれども、議会としてそれでいいのかと。この問題については、議長も議運等を開いて検討の上、要するにもうこれで突っ走らにやどがんしようもなかという判断になるのか、未解明部分は解明をした上で付託をするという形にするのか、扱いについては議長にも私は当日9日に申し入れをした上で今日を迎えておるんですよ。

したがいまして、ただいま私が申し上げている趣旨について、委員長としてのお考えをまずお尋ねをしたいと思います。

そのほか四、五点あります、委員長に対する質疑が。

○議長（小池幸照君）

決算審査特別委員長吉田正明君。

○決算審査特別委員長（吉田正明君）

特別委員会では、今、谷口議員の意見によってかなりの時間を割いて議論をしたわけですが、一応きょうは、私は委員会の審議の経過を委員長として報告せろということで報告にまとめました。ただ、ポケットパーク等においての件については執行部の方からの答弁がこれからまだあると思います。その件については申し入れをしておりますので、谷口議員に対しての答弁は、資料提供等はあるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第1の平成15年度決算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑は、これにて中断をし、お諮りいたします。日程第1は日程第16の後に変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって日程第1は日程第16の後に変更することに決しました。

日程第2 報告第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．報告第6号 専決処分事項の報告についてであります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

報告第6号 専決処分事項の報告について申し上げます。

議案書の1ページであります。

これは台風災害による損害の賠償でありまして、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

内容は、祐徳運動広場のAグラウンド——2面あるうちの下の方のグラウンドですけれども——の1塁側、ファウルグラウンドの方に数メートル間隔で樹木が植えてありまして、それが9月7日台風18号の暴風により折れ、グラウンドの周囲にあります金網を越えて外に飛び、損害賠償の相手方であります下古枝の古川一彦さん宅のフェンスに当たりまして、そのフェンスが折れ曲がり損害を与えたものであります。

そこで、賠償金として鹿島市が61,005円を支払うことで、11月2日に示談が成立しております。

以上のとおり報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの説明で、ちょっと私わかりませんのでお尋ねをしたいと思います。実は、ある台風のときに車で走っているところによその建物のトタンが飛んできて、その車の被害が非常に大きかったことがあるんですよ。そのときに、その家主の方に、そういうことで車が損傷を起こした分についての補償ができるかということと言われたら、そういうのに関してはできないと、全く天災によるものであってそれに対しては補償ということはできないということで、全く当たられ損といいますかね、そういう事態が発生したことがあります。この場合とはどう違うんでしょうかね。私たちはやっぱりその持ち主ならそうしなくちゃいけないんじゃないかという考えを持っていますが、そういう事態がありましたのでお尋ねをいたしますが、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

災害の場合ということですが、自然災害につきまして実務提要等いろいろ調べましたけれども、明確な判断基準というのはありませんでした。そこで、弁護士の方に相談をしまして、その見解としまして、天災であっても管理責任があり、補償することが望ましいという見解でしたので、それに基づいて賠償をするものであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も、基本的には議員のような考えを持っておりました。それで、一つは保険会社の判断が入らんかなど。保険会社が保険で支払うとなれば、こっちの責任ということを経済的に認めた場合に保険会社が支払うわけでしょう、簡単に言えば、理屈的に。それで、保険会社は何と言いかいよるか、いや、保険会社は払わんでですと。今言いました弁護士さんが、こういう場合には管理責任者として支払う方が望ましいと。望ましいということを経済的に認めたことを聞いて、最終的には私の判断です。市と市民の皆さん——市民以外にはどがんすつとかと、また議論がずっと拡散してしまっていますが、今度の場合は鹿島市と鹿島市民という間ですので、その望ましいというアドバイスに基づいて、私が、それでは支払おうと、こういうふうにいたしました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そういうこちらの判断ということになれば、これからはいろいろ出てくる可能性があるんですよ。例えば、農地だとか宅地だとか、物損事故じゃなかったにしてもそういうのがあると思うんですよ。だから、その辺をどう扱っていくかというのは、例えば、望ましいということなら、それなりに市としてのやっぱりちゃんとした基準を決めるというようなこともしなくちゃいけないんじゃないかと私は思うわけですよ。

それで、もう一つお尋ねしますが、ここで損害賠償の金額ということで61,005円という金額が提示してありますが、この判断の基準ですね。金額が提示されたその基準というのはどういう形で見られたんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

判断の基準ということですが、これにつきましては実際修理をした場合に幾らかかるかということで専門の業者の方に見積もりをとったところでありまして、それによりましてその賠償の額というのを判断しております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

修理をした場合の金額を丸々見るのか、何分の1というような形での賠償になっているのか、その辺はいかがですか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

修理の額の全額を賠償の額としております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、この辺の補償の度合いというのがどれくらいかというのは判断できませんが、例えば、保険がおりたとして全額保険がこういう場合に、もちろんこの天災においては基本的にはないわけですが、その辺の常識といいますか——は大体どういうふうになっているんでしょうかね。私ちょっとわかりませんから、全額今見たとおっしゃっていますが、確かにそれだけ被害を受けた人には全額補償してやるのが望ましいと思いますが、私はこれからだっ
ていろんな形でそういう事態が出ないとは言えないわけで、その辺でこれからのこともありますので、お尋ねをするわけですが、これもこちらの判断で全額という形をとられたと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

前回の御質問でも内容がございましたが、基準を市として持つておくべきだと。実は、正直申し上げまして、その全体にこれを当てはめるような基準というのはまだつくっておりません。ただ、私が判断の基準としましたのは、6万何がしという金額と、それから望ましいということですね。これが例えば、いろんな要件がありますね、いろんなケースがありますので、望ましいという要素と、金額とか、あるいはほかの要件とか、こういうものを総合的に判断しないと、望ましいものを全額、じゃあ今後も、あるいはいろんなケースにわたってそうするのかと。これはまた若干検討の余地があるというふうに思っております。

ただ、私がその場で判断をしましたのは、望ましいと。それから、金額が例えばこれが60,000千円とか極端な例を出しますと、そいぎ、その望ましいけん、全額というふうな結論は出していなかったと思います。その金額が6万何がしということと望ましいということで、今回それぐらいならという判断もありました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしますが、先ほどから申し上げておりますように、今回の場合は根拠の規定という

のがないままになされていると思いますね。だから、今後やっぱりこういうことは起きる可能性は大いにあるわけで、特に最近は自然災害というのが思わぬひどいのが来ておりますから、私は早急にその辺の、何というんですか、専門的にはわかりませんが、規定といいますか、何かそういうのを早急にやっぱり定めていく必要があるんじゃないかと思いますが、そのお考えは市長どうですか。それとも、その場その場でやっていくというお考えなのかですね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今の時点ですぐこれを内部の規則とかなんとかそういうことで規定をするというのが、ちょっとそうしますともそうしませんとも答弁できません。というのが、ケースがいろんなケースがあると思うんですね。そういうのを全部網羅する形のものが作成できるかということちょっと今考えましたので、先ほど申しましたような答弁をいたしましたがいずれにしても、そのあたりをちょっと話し合いをしてみたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしますね。いろんなケースがあるからこそ、ある程度の基準というのを決めておかないと、確かにトップの判断でいいかもわかりませんが、それでは市民が納得できるような対応ができないこともあると思うんですよ。だから、取り扱う側としても、私はやっぱりある程度の規定を決めるということに取り組んでいただきたいという願いをして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

ちょっと一、二点お聞きしたいんですが、市と市民のあれだから望ましいと弁護士は言われたのか、それとも民間同士でも望ましいのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいんですが。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

市と市民、市民と市民、その全部かという、そこまでは確認をしておりません。今回のケースにつきましては市が当事者ということで、見解を聞いております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

これが一つの前例になって、個々同士でもこういうふうな災害の弁償の対象になってきた場合は、まず、今ちょっと考えよったとですけど、公の施設でも木は全部切っておかんぎ危なかばい。そいぎ、個人の家でもトタンの飛んだり、かわらの飛んだりして、木がどこさんじゃいはっていったりした場合に、やはり前例が市と民間とこういうことのある、個々でもというそのあれが出てきた場合に非常に困ると思うんですよ。

ちょっと聞いたことがあるんですけど、火事の場合は隣から出火して我が方まで燃えても弁償の対象にならんとかという話も聞いたことがあつねです、そこら辺がどうかなあと思ひまして、ちょっと後から、ぎゃん市役所が前例ばつくつたけん、個々でもしていかなばいかなという前例にならないように、ちょっとお願いしたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かにそうなんです。先ほど松尾議員のおっしゃっていることも突き詰めたらそういうことも含んでいると思ひます。一つ、望ましいということと金額と連携を私の判断の中にありましたと言うたです。それで、これが払わなくてもいいというふうにはアドバイスがあれば当然払っておりません。一般論として、6万何がしということで、弁護士も払った方が望ましいですよというふうなことがあれば、やっぱり払っておくというふうな判断をしたということで、これが払うべきだと。例えば、さっき言いました何千万かの場合はやっぱり法廷闘争とかなんとかもせにやいかんと思ひます、これは。そうしないと納税者が納得しないですから。しかし、私はまあ、それくらい——市長として判断をしたなら、それくらいはいかなという判断を納税者がしていただけるということに基づいてやりました。

望ましいということに対してどこまで許容できるか。そして、例えば、火災の場合、隣焼した場合に、それは法律的にしなくていいとなっておるんですかね。私もようわかりませんが。これが今回の弁護士の判断も、それはする必要がないとか、しない方がいいとか、しないでいいとか、そういうことであれば当然私も払っておりませんし、望ましいということであればということで、金額とあわせて判断をしたわけでありますので、どうか、これがそのまま全体にいろんなケースに当てはめることができるというふうには私も思っておりませんので、ここではっきりそれは申し上げておきたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第3 報告第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 報告第7号 専決処分事項についての報告についてであります。

当局の説明を求めます。江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

報告第7号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書の2ページでございます。

この件につきましても、去る平成16年9月7日の台風18号によるものでございまして、新方住宅集会所の屋根材のコロニアルが幾つか台風の風によりはがれまして、集会所の北側にあります鹿島市浜町 303番地、有限会社司オート代表取締役・若芝武司氏の展示場に駐車をしてありました展示車2台にはがれたものがぶつかり損傷を与えたものでございます。そこで、賠償金といたしまして61,268円を支払うことで話し合いが成立をしたものでございます。

平成16年11月16日に専決処分をしたものでございます。

地方自治法第180条第2項の規定によりまして報告をするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

日程第4 議案第59号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4 議案第59号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例について審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第59号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

提案理由は、駅前駐車場におきましては平成9年の開業以来、定期駐車券を発行いたして営業しておりますが、週末等には定期駐車券の発行に伴い、空車にもかかわらず満車の表示となることもあり、駐車場利用に不便を来しております。このため、駅前駐車場の利便性の向上を図るために定期駐車券を廃止するものでございます。

議案説明資料1ページをお開きください。

鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますが、駅前駐車場料金表

の月額料金の項を削除いたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。3番福井正君。

○3番（福井 正君）

福井でございます。質問をいたします。

まず、駅前駐車場ができますときに、なぜ月決めや年決めですね——の方を入れたかと私が聞いている範囲では、駐車場の経営の安定のために月決めを入れておった方がいいという経緯があって入れられたというふうに私は聞いておりますけれども、そういうところがどういふふうにいわれる改善されるといいますか、経営的に改善されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

定期駐車券の件でございますけれども、当初は平成9年の開業でございますけれども、その当時は40名の方がいらっしゃったということでございます。年々駐車場自体の利用が大いにふえてきたもんでございますから、その後は基本的に定期駐車券の方はふやさないということをお願いをしてきたところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ということは、今もうかなり減っていらっしゃるということですよ。今それをしなければいけないということは、多分、私もあそこ何回か駅のホームから見ますけれども、いつも満車状態にあるのは理解しております。ということは、何台かわかりませんが、その方たちが例えばお断りして回数券なり買ってもらおうということで、どの程度改善されるんでございましょうか、それが。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

改善の見込みということでございますけれども、現在12名の方がいらっしゃいます。この方たちはほとんど通勤等の利用であると思っておりますので、土、日曜には12台ほどのあきはあるということで思っております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

今、12台分のあきができるということですがけれども、12台ぐらいと言ったらいけませんけど、その減ることで本当に、今満車状態ですよ。例えばあそこに、私は車で行きませんが、歩いて行きますけれども、車で行かれた方が12台減ったぐらいですぐ入れるようになるのかなというのが一つございます。ですから、例えば、あその駐車場というのは用地が決まっていますから、あれ以上拡張することも当然不可能だということはおわかっております。そしたら、もう少し台数をふやすことができないか。例えば、あそこにもう1階上に、2階建てにして上に乗せるということも可能じゃないかな、そういう解決法もあるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

ただいまの、もう少し駐車場のスペースを広げたらという御質問でございます。これにつきましては、産業建設委員会でもちょうど同様の御質問が出ましたので、そのときには今の経営状態からいけば相当の収益も出ております。ただし、JRの問題とかなんとかもいろいろありましたので、長崎本線存続のですね、そういう面もありますし、どういう投資効果があるのか、その辺も十分見きわめながら検討していきたいと、そういうふうに思っております。

言われますように、やはりふえてくればどうしてもそういうスペースが必要になってくるとは思っております。ただ、周辺にも幾らか民間の駐車場も今ございますので、そういう面も含めながら全体的な検討の中で、必要性についてはまた検討してまいりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

JR長崎本線の利便性向上のためにも、ぜひ御検討していただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、12名の方が、いわゆる年払いからほかのに変わることということで、そういう方たちにももう既に説明されているのでしょうか。

それからもう一つ、その駐車場を借りている方の、いわゆるほかに移ってもらわにやいけんわけですがけれども、そういう手当てまでなされていますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今一応定期駐車券を利用されている方は12名ございます。当然そのほかの方もございますけれども、これを日増しで広報とかいろんな情報でPRをしたいと思っています。

それから、12名の方たちには一応御了解をとるつもりでございますけれども、もしも御要望等があったら近くの駐車場等のあっせんもしようということで考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

それでは、私の方からも、委員会でもちょっと質問をした部分はございますが、もう一度ちょっと確認をとりたい分がございます。

先ほどにも説明があったように、平成9年度にこの駐車場ができて、当時私も覚えておりますが、商工会議所にもここに駐車場をつくるということで月決めを行いたいと、それでそういうふうに入るといふか、駐車をされる方がいらっしゃったら教えてくださいという、それを私は聞いております。そのようにした中で今回、もちろんこの利用が多くなったということは私もよかったなあと思っておりますが、それだけで現在残っていらっしゃる12名の方々に出ていってくださいと。それで、周りの駐車場が現在の5千円よりも若干安いところもあるということであっせんをされるんでしょうが、そのあたりが非常に私は疑問に感じております。もう一度そのあたり御説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの課長答弁ですが、まず、そのことの若干の訂正をさせていただきますが、12名の方にお断りすると、今お諮りしているものがクリアできたらですね。そういうことじゃないと思うんです。次その12名の人たちが優先権を持っておられるわけじゃないですよ、12名もし枠を獲得するしたら。市民全員が対象者ですから、これは広報という形をとらせていただきたいと、そういうふうには訂正をさせていただきます。期限まではその人たちは今のとおりの契約でもらうわけですので。

それからもう一つは、これは担当の方が、なぜこういうふうにあなたたちは提案ばしゅうで思うたといふふうには私の方から聞きましたら、こういうことなんです。12名だけが月決めでできるということになれば不公平じゃないかと。言っている人たちは、自分たちも月決めに入りたいと、そういうことも意見としてあったといふことで、じゃあ、そういうふうにした場合にはどうなるかと。近所に同金額かそれより安いものがある、そういうものは紹介をしていいだろうと。あるいは中央駐車場も、あそこは歩いたら3分ぐらいかかるかかか

らんぐらいなんですよ。そこに月決めとしてとめていただいても結構だし、そういうことで対応するということですので、それじゃこれを提案しようかというふうに決定をしたわけです。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

委員会の中でも述べましたが、余りトラブルがないようにスムーズにそのあたりを行っていただきたいということですね。

それともう1点、この案を出される前に、ここの管理を観光協会に依頼をされていると思います。観光協会はこれによって2,000千円年間補助が来ていると思いますが、そのあたり、観光協会に事前にそういうふうな御報告、それと、こういうふうな依頼等があったのか、それをお聞きします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えいたします。

まず、この条例を改正するに至った経緯を御説明いたしますが、まず観光協会の案内所の方から、しょっちゅう定期の方と日々利用の方との格差があると、そういうことで苦情があって困ると、そういうことを職員の方に電話がありました。再確認をいたしまして、やはり一般の日々利用者の方からそういう苦情があったということを確認した中で、じゃあ、どうすればいいかということからずっと検討していったところでございます。そして、最終的にこの案をつくった段階で、本来もう1回こういうことだという、あなたの方の苦情に対する解消はこういうことにしますということによっておけばよかったですけど、その部分は私たちちょっと漏れているんじゃないかということでも反省をして、おわびをしていきたい。そのことをちょっと言われましたので、すぐまた担当の方に、ここに上げる前にもう一度観光協会の担当には、こういうことでさせていただきますということで説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

そしたら、最後になりますが、今、新しい札が発行されております。特に当初、一番最初発行されたときには余りにも、私も商売をしておりますが、そんなに出回ってはおりません

でしたが、今はほとんど新札がうちの店にも入ってきております。現在、市営駐車場並びにこの駅前駐車場、新千円札の使用は不可能だと思っております。ここのあたり変える予定とか、そこのあたりはございますか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

新札の対応でございますけれども、今現在では新年度の予算でお願いしたいということで今思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第59号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第60号 鹿島市営キャンプ場条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第60号 鹿島市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の5ページでございます。

提案理由は、廃止するテント及び収容人員等を変更するバンガロー、さらには休憩時間の変更等に伴う条例の整備を行うものでございます。

議案説明資料の2ページをお開きください。

鹿島市営キャンプ場条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、施設使用料の中のバンガロー10人用、11人用及びテントの項目、さらには（注）の中から休息時間の表示を削除し、休憩料の説明を追加いたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪でございます。1点だけお伺いをしたいと思いますが、ここに新しく10人用、11人用を削除されておりますが、これはどういう理由で削除されているのかお聞きします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

これは、それをつくった当時でございますけれども、収容人員は子供の数でしていたということもございまして、大人にすればやはり狭いということでございますので、それを6人用と7人用に一応今回は変えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、関連をいたしましてお伺いをいたしますが、昨年よりキャンプ場は5月より開村をされておられるわけですが、特に15年度、16年度ですね。5月から開村されて、その利用者はどれくらいあったのか、前と比べて。それから、あわせてその収支はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

まず、利用人員でございますけれども、平成15年度が2,772人でございます。平成16年度は2,431名でございます。

それから、収支でございますけれども、平成15年度が収入が2,514,575円、かかった経費が3,217,165円でございます。平成16年度は収入が2,214,265円、支出でございますけれども、今現在で2,941,863円でございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

今、報告いただきましたが、経費は若干多いということで、あとは市が負担されていると思いますが、あそこのコテージは非常に設備も整っているし、いいという話を聞いておりますが、バンガローが若干床あたりがちょっと弱っていると、そういう話も聞くわけですが、そういうふうな修理とか改善等はやっておられるのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えをしたいと思います。

修理等についてということでございますが、やはり相当数年数を経過しておりますので、あっちこっち傷みというものもございまして、それにつきましては順次最大の補修はしてまいっております。ただ、先ほど課長からもありましたように、利用者というのが物すごく減っております。というのは、やはり私が教育委員会にいたころは、まず教育キャンプするについてもあきがとれないということで、なかなか日程調整にも苦勞するくらい利用がありました。というのは、やはりその時代は青少年団体の活用、要するにボーイスカウトとかスポーツ少年団、子供クラブというのが、まず山のキャンプ、それから海の海水浴と二つが活動の2大活動といいますか、そういうものでございましたけど、今は遊べない、遊ばない、それから遊ばせないという世の中に変わってきましたので、そういう面からやはり相当子供たちの利用が減ってきたんじゃないかならうかと。コテージにつきましても、子供の利用よりか大人の利用が多いわけですね。そういうことで、時間の変更とか、それから子供の人数でしたものを大人の人数に変えなければならないと、そういう状況に変わってきています。

それから、また今から新しくつくるかどうかについては、そういう動態をしっかりと把握しながら、そして下の方に幸い自然の館もございまして、そういう面と合わせながら活用していきたい、そういうふうに思っておりますので、新たな建設はまず考えておりませんが、そういう部分的な補修につきましては今後も十分に修理をして使用に耐えられるような形でしてまいりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、最後ですけれども、ただいま説明ありましたように、収支では若干赤字が出ているようですが、これはやっぱり集客力を図らにゃいかんと思います。そういうことで、今

後どのような対応を考えておられるのかお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今、先ほど部長の方からもありましたように、やはり野外でのキャンプ場等に対する利用者が大分減っていますので、そういうところも考えていかなければならないと思っています。16年度本年度実施した件では、やはり昨年度利用者にパンフレットを送ったと。それから、市報等、それとあとは鹿島市のホームページ等、そういうものでことしはPRをいたしたところでございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市営キャンプ場条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6. 議案第61号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

議案第61号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回この条例を御提案いたします理由は、都市公園法の一部改正に伴い条例の一部改正が必要となったため、御提案させていただくものでございます。

議案書は7ページから9ページでございますが、主に説明資料の3ページから7ページで

説明させていただきます。

まず、説明資料の6ページをごらんください。

都市公園法の一部改正の概要と、改正されました都市公園法の抜粋を載せております。

まず、都市公園法の一部改正の概要を御説明申し上げます。

都市公園法の一部改正「5 監督処分」という形で表現いたしておりますところをごらんください。

都市公園法では、これまで公園管理者は、都市公園法などの規定などに違反して都市公園に放置してある工作物等について——この工作物等とは、具体的には公園内の放置自転車、放置自動車とか公園内に設置されました簡易ハウスなどが想定されております。そのような工作物が公園内に都市公園法に違反して放置してある場合、公園管理者は、工作物等の改築、移転、もしくは除去することを命ずることができ、その処置を命ぜられるべきものを確知することができないときは、公園管理者はその措置をみずから行うことができるという監督処分と言いますけれど、監督処分自体については定められていたところでございます。しかし、撤去した工作物等の処分、保管方法等の監督処分後の手続についてはこれまでは定められていなかったわけでございます。そこで今回、都市公園法の一部改正では、監督処分後の工作物等を保管しなければならないと規定したほか、工作物等に関する公示、返還、売却、売却した代金の保管等の手続について定めたところでございます。

次に、それを受けての条例の改正について御説明申し上げます。

説明資料の3ページをごらんください。改正条例の新旧対照表となっております。

まず、第6条でございますが、都市公園法の改正により該当する条文が変更になったことによる改正でございます。

次に、第16条の2及び16条の3でございますが、改正されました都市公園法第27条第5項の規定により定めるものであります。

改正されました都市公園法につきましては、7ページをごらんください。その第5項でございますが、公園管理者が工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者等に対し当該工作物等を返還するため、条例で定めるところにより条例で定める事項を公示しなければならないと規定いたしております。

その規定を受けまして、申しわけございません、再度3ページの新旧対照表の「新」の欄をごらんください。まず、第16条の2でございますが、工作物等を保管した場合の公示事項を定めるものでございます。公示事項は、工作物等の名称又は種類、形状及び数量、保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時、その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所などの公示事項を規定したものでございます。

次に、第16条の3でございますが、工作物等を保管した場合の公示の方法を定めるものでございます。

4 ページをごらんください。

その第1号で、第16条の2号に掲げる公示事項は、「保管を始めた日から起算して14日間、鹿島市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場」、これは鹿島市役所の本庁前ほか5カ所になりますが、それらの掲示場に掲示することを規定し、第2号では、「工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等」、この場合の「特に貴重と認められる工作物」とは、価格の評価が100千円以上のものを言います。そのように貴重な工作物等については、第1号の公示期間の14日間が満了しても、その所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報に掲載することと規定いたしております。

また、第2項では、「市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等の一覧簿を都市建設課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。」と規定いたすものでございます。

次に、第16条の4及び第16条の5でございますが、改正されました都市公園法第27条第6項の規定によるものでございまして、再度済みません、7ページの都市公園法をごらんください。その第6項でございますが、「公園管理者は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき」、この「滅失し」とか「破損する」とかいうのは、具体的には生鮮食料品などが想定されているところでございます。「又は」「公示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）を経過してもなお」保管した工作物等を「返還することができない場合において、条例で定めるところにより、評価した工作物等の価格に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例の定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管できる。」という規定を受けましての改正でございます。

再度4ページの新旧対照表の「新」の欄をごらんください。

まず、第16条の4でございますが、工作物等の価格の評価の方法を定めるものでございまして、「工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度」など、「評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。」と規定するものでございます。

次に、第16条の5でございますが、保管した工作物等を売却する場合の手続についての規定でございまして、「保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。」という規定でございます。規則では、競争入札、もしくは随意契約によることを定めることとなります。

次に、第16条の6でございますが、工作物等を返還する場合の手続についての規定を定めるものでございまして、「市長は、保管した工作物等」、これには売却した代金を含むこととなります。それらを「工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名

及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。」と規定するものでございます。

次に、第17条でございますが、過料について、これまで「10,000円以下」という規定を設けておりましたが、これを「50,000円以下」に改めるものでございます。

過料につきましては、今回の都市公園法の改正では10千円以下を100千円以下に改正されているところでございますが、都市公園法の改正に倣い100千円以下に改正しなかったのは、地方自治法第14条第3項に、「普通公共団体は、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」という規定がございますので、その規定に従い50千円以下に改正をお願いするものでございます。

最後に附則でございますが、議案の9ページをごらんください。

この条例の施行日を平成17年4月1日といたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第61号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第62号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第62号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

す。

別冊の平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）をごらんください。

今回の補正は、台風18号の強風被害の復旧費や保育所運営費など民生費関係の扶助費の確定見込みによる補正を初め、国県補助事業、単独事業等の事業費確定に伴う増減調整などを中心に編成をいたしております。

なお、民生費の補正額が大きいのは、扶助費などの対象人員の増加もございますが、それとあわせて当初予算段階で歳出を抑え目で計上していたことなどから比較的大きな補正額となったものでございます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 221,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,089,784千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方債の変更は、7ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから6ページまでの説明は省略いたします。

7ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、臨時地方道整備事業債を道路事業への一般財源の充当が少なく起債発行ができなかったため、全額減額いたしております。臨時財政対策債につきましては、発行額の確定により、こちらは増額いたしております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

8ページ、9ページの説明は省略いたします。

10ページをごらんください。

歳入でございますが、11款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金は、土地改良施設維持管理適正化事業で実施しております行成頭首工につきまして追加工事が必要となったため、その分担金を増額し、団体営基盤整備促進事業（音成地区）につきましては、事業費の確定などから減額をいたしております。

2目. 土木費分担金は、6月の大雨により土砂崩れが発生した土穴地区の急傾斜地崩壊防止事業に係る受益者負担金を追加いたしております。

11ページをごらんください。

同じく11款2項. 負担金、1目. 民生費負担金は、保育所の入所人員の確定見込みなどから保護者負担金及び広域入所負担金を増減調整いたしております。

12ページをごらんください。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金のうち1節. 社会福祉費国庫負担金は、身体障害者、知的障害者の施設支援経費や身体障害者の医療費給付事業など

の確定見込みによる増額と、15年度事業費の精算による過年度分の計上でございます。3節. 児童福祉費国庫負担金も、保育所に入所する人員の確定見込みなどにより増額いたしております。5節. 児童扶養手当国庫負担金、6節. 生活保護費国庫負担金につきましては、いずれも15年度事業費の精算による過年度分の国庫負担金の計上でございます。

13ページをごらんください。

同じく13款. 2項. 国庫補助金、2目. 民生費国庫補助金につきましては、障害者の居宅支援費や知的障害者地域生活援助費など事業費の確定見込みにより増額いたしております。

14ページをごらんください。

14款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金のうち1節. 社会福祉費県負担金は、民生委員活動費交付金の確定による減額で、2節. 児童福祉費県負担金は、国庫負担金のところで説明しましたとおり、保育所への入所者の確定見込みなどにより、こちらも増額いたしております。

15ページをごらんください。

同じく14款2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、1節. 社会福祉費県補助金は、重度心身障害者医療費助成経費や障害者居宅支援経費などの確定見込みに伴う増のほか、説明欄の補助金につきまして、歳出事業費の確定見込みにより増減調整をいたしております。

2節. 高齢者福祉費県補助金は、介護サービスの利用者負担軽減措置事業補助金を確定見込みにより増額し、3節. 児童福祉費県補助金では、特別保育事業の一時保育促進事業補助金など3事業につきまして、こちらも事業費の確定見込みにより増額いたしております。

4目. 農林水産業費県補助金、2節. 農業費県補助金では、コンバインの導入を予定いたしておりました水田農業経営確立対策事業補助金を、補助金の採択要件の引き上げにより該当しなかったため減額し、米の生産調整事務を行う数量調整円滑化推進事業補助金につきましては、補助事業費の決定により、こちらは増額いたしております。

また、3節. 林業費県補助金では、これも補助事業費の決定により説明欄の補助金を増額いたしております。

16ページをごらんください。

同じく14款3項. 委託金、4目. 教育費委託金は、県営の街路整備事業で実施されます辻のすぎや跡地の街路新設工事に関連し、遺跡の発掘調査が必要となったため、その委託金を新規に計上いたしております。

17ページをごらんください。

15款. 財産収入、2項. 財産売払収入、1目. 不動産売払収入は、6月11日の全員協議会の席で、東町県営住宅跡地の処分方針につきまして御説明申し上げておりましたが、10月19日付で売買契約が完了いたしましたので、今回、予算計上いたしております。

18ページをごらんください。

16款 1項. 寄附金、3目. 教育費寄附金は、東亜工機株式会社よりスポーツ振興資金として指定寄附を受けたことにより追加計上し、5目. 土木費寄附金では、ライオンズクラブより植栽に対する指定寄附を受けたことから新規計上いたすものでございます。

19ページをごらんください。

17款. 繰入金、1項 1目. 基金繰入金でございますが、9月7日の台風18号の強風で公共施設に大きな被害が発生しておりまして、特に、のごみふれあい楽習館につきましては、屋根の全面改修が必要となっており、金額が多額にのぼるため、その実施財源といたしまして公共施設建設基金を取り崩すことといたしております。

20ページをごらんください。

19款. 諸収入、5項. 雑入につきましては、宝くじの収益金で実施するコミュニティ助成事業を追加計上いたしております。

21ページをごらんください。

20款 1項. 市債、1目. 土木債、6目. 臨時財政対策債につきましては、7ページ、第2表 地方債補正で御説明いたしておりましたとおり、起債許可予定額の確定に伴う臨時地方道整備事業債の減額と臨時財政対策債の増額でございます。現計予算額 1,206,500千円に32,900千円を追加し、補正後の額を 1,239,400千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

22ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、5節. 災害補償費で、都市建設課に所属する臨時職員の公務中に発生した負傷に対する補償費を追加するとともに、11節. 需用費で、本年度は法例改正が多かったことなどから、全庁的に使用する例規、法例追録代を増額し、14節. 使用料及び賃借料では、入札減や再リースによる減などから、各種事務機器リース料を減額いたしております。また、27節. 公課費では自動車重量税を1台分増額いたしております。

6目. 庁舎管理費は、台風18号の強風被害に係る修繕料を増額するほか、灯油単価の値上がりなどから燃料費を増額いたしております。

8目. 市民会館費につきましても、電気料の増加に伴い光熱水費を増額いたしております。

9目. 交通対策費では、JR七浦駅前駐輪場の台風被害による修繕料を増額するため、経費の組み替えを行っております。

12目. 情報システム管理費は、11節. 需用費で財務会計用消耗品等を増額し、14節. 使用料及び賃借料では、財務会計用機器を再リースしたことにより減額いたしております。

24ページをごらんください。

同じく2款 2項. 徴税费、2目. 賦課徴収費は、説明欄に掲げております2事業の委託料につきまして事業費が確定いたしましたので、それぞれ減額いたしております。

25ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費は、8節. 報償費と11節. 需用費で民生委員の任期満了に伴う関係経費を増減し、23節. 償還金利子及び割引料では、身体障害者居宅支援費や短期入所支援費など、15年度の身体障害者、あるいは知的障害者関係、各種事業の精算に伴う国、県への返還金を計上いたしております。

2目. 身体障害者福祉費では、11節. 需用費、12節. 役務費、それに13節. 委託料の受給者作成システム保守料につきましては、身体障害者福祉法施行事務費の増額でございまして、13節. 委託料のデイサービス相互利用委託につきましては、今後見込みによる減額でございます。19節. 負担金補助及び交付金では、説明欄の4事業につきまして3月までの所要見込み額により増減調整するほか、20節. 扶助費では、今後見込みにより身体障害者更生医療給付費や、次のページになりますが、重度心身障害者医療費助成金の増額を中心に説明欄の各事業経費を増減調整いたしております。

3目. 知的障害者福祉費につきましても、説明欄の施設支援費や地域生活援助支援費につきまして、今後見込みにより増額いたしております。

なお、冒頭申し上げましたとおり、次のページ以下も出てまいりますが、民生費の補助金や扶助費につきましては、対象人員が増加しているということとあわせまして、当初予算編成段階で地方交付税と臨時財政対策債が大幅に減額されたことから収入が不足したため、民生費の扶助費などにつきましても伸び率の見込みを抑え目で計上していたということなどから、比較的大きな増額となっているものでございます。

27ページをごらんください。

同じく3款2項. 高齢者福祉費、1目. 高齢者福祉総務費につきましては、11節. 需用費で老人福祉センターのボイラーの煙突の修理費を追加し、12節. 役務費では、公衆浴場における衛生管理要綱の改正に伴い検査項目が追加されたため、老人福祉センターの検査手数料を増額いたしております。19節. 負担金補助及び交付金及び20節. 扶助費につきましては、3月までの経費の所要見込みにより増減調整いたしております。また、23節. 償還金利子及び割引料では、介護予防生きがい活動支援事業など、平成15年度佐賀県在宅福祉事業の精算に伴う国、県への返還金を追加いたしております。

28ページをごらんください。

同じく3款3項. 児童福祉費、2目. 保育所運営費では、13節. 委託料で民間保育所の運営費を所要見込みにより増額するとともに、19節. 負担金補助及び交付金でも特別保育事業費の確定見込みにより増額をいたしております。

3目. 保育所みどり園費では、年度途中から3歳未満児の入所人員が急増し、厚生労働省基準による保育士数が不足することとなったため臨時保育士の賃金を追加し、4目. 母子福祉費は、母子生活支援事業につきまして今年度より該当者が出てきたため、新規計上いたし

ております。

29ページをごらんください。

同じく3款4項. 生活保護費、2目. 扶助費は、前年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う追加交付があったため、財源の組み替えを行っております。

30ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費につきましては、結核予防法の改正に伴う経費の組み替えでございます。結核の予防接種につきましては、従来4歳までに行うこととされておりましたが、今回の法律改正により6カ月児到達までに実施しなければならないこととされたため、今年度中に4歳までの対象者のすべてに予防接種を実施する必要が生じたものでございます。

3目. 老人保健費では、医療給付費高額療養費の所要見込み額の増加に伴い、老人保健特別会計繰出金を増額いたしております。

31ページをごらんください。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、4目. 農業振興費は、水田農業経営確立対策事業で補助事業費の確定に伴い、7節から14節までそれぞれ増額し、19節. 負担金補助及び交付金では、新世紀さが水田農業経営確立事業が補助事業費の採択要件の引き上げにより該当しなかったため減額いたしております。

7目. 農地整備費につきましては、団体営基盤整備促進事業で実施しております音成地区の圃場整備の事業費の確定見込みによる増減調整を行うとともに、19節. 負担金補助及び交付金では、嘉瀬ノ浦地区の圃場整備に伴う農林漁業金融公庫への償還を一部繰り上げ償還することとなったため、償還助成金を増額いたしております。

8目. 土地改良費では、田んぼの楽校支援事業の事業費確定による経費の組み替えと、土地改良施設維持管理適正化事業で実施しております行成頭首工の改修工事費の増額及び事務費の減額でございます。行成頭首工につきましては、シリンダーのオーバーホールを予定しておりましたが、全面取りかえの必要が生じたため、工事費を増額いたすものでございます。

33ページをごらんください。

同じく6款2項. 林業費、1目. 林業振興費では、森林組合が行う長期の受託森林の施業に対する補助であります、さが21森林整備促進事業の補助事業費の決定に伴う増額でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、3目. 観光費につきましては、台風18号の強風により北鹿島の観光標識等と道の駅「鹿島」の休憩施設などに被害が生じたため、その復旧経費などを追加いたしております。

35ページをごらんください。

8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、2目. 道路維持費では、これも台風災害などによる市道の補修経費を増額し、3目. 道路新設改良費では、事業費の確定見込みにより経費の組み替えを行っております。

次のページをごらんください。

同じく8款3項. 河川費、1目. 河川総務費につきましては、6月の大雨で発生した災害復旧対策として、土穴地区の急傾斜地崩壊防止事業（県工事負担金）を追加いたしております。

37ページをごらんください。

同じく8款5項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費では、肥前浜宿街なみ環境整備事業の事業費確定に伴い経費の組み替えを行い、2目. 街路事業費は看場～納富分線などの公共事業関連の工事費の追加により、県工事負担金を増額いたしております。

4目. 都市公園費では、ライオンズクラブからの指定寄附を受け、蟻尾山公園の東側広場への植栽経費を追加いたしております。

38ページをごらんください。

同じく8款6項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましては、台風災害による市営住宅の修繕費を増額するため、経費の組み替えを行っております。

39ページをごらんください。

9款1項. 消防費、1目. 常備消防費は、広域消防負担金の確定見込みに伴う増額で、2目. 非常備消防費につきましては、自動車リサイクル法の施行に伴う消防自動車のリサイクル手数料の増額でございます。

4目. 災害対策費は、台風16、18号に対する災害対策本部設置に伴う災害超勤手当の計上と移動系無線局免許申請手数料2台分の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 学校管理費は、台風による倒木被害の処分経費の追加、教育用パソコンのスポット保守料の増額及び消防法の規定による消火器の買いかえ経費の計上でございます。

41ページをごらんください。

同じく10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費では、小学校と同じく教育用パソコンのスポット保守料を増額し、2目. 教育振興費につきましては、中体連の九州大会や全国大会への参加助成金を追加計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

同じく10款4項. 社会教育費、2目. 公民館費では、台風18号による強風で古枝公民館の屋根に被害を受けたため、15節. 工事請負費に改修経費を追加するとともに、19節. 負担金補助及び交付金では、鮎越地区公民館の改修補助金を増額し、あわせまして宝くじの助成事

業で浅浦地区面浮立の太鼓の更新を実施するコミュニティ助成事業交付金を新規計上いたしております。

6目．文化財保護対策費では、街路看場～納富分線新設改良事業に伴う辻のすぎや跡地の永吉良遺跡発掘調査事業経費を追加いたしております。

43ページをごらんください。

同じく10款5項．保健体育費、1目．保健体育総務費では、歳入で説明いたしましたように、東亜工機株式会社からの指定寄附を受け、体育協会へのスポーツ振興交付金を計上いたしております。

2目．体育施設管理費では、11節．需用費で、林業体育館の合併浄化槽の修繕料と市民球場のナイター電気料を増額し、15節．工事請負費では、公民館費と同じく台風18号による強風被害により、のごみふれあい楽習館の屋根の全面改修費を追加いたしております。なお、歳入で申しあげましたように修繕費が大きな金額となるため、公共施設建設基金を取り崩して財源に充当いたしております。

次のページをお願いいたします。

14款1項1目．予備費につきましては、156千円を減額し、補正後の金額を42,929千円といたしております。

なお、45ページに給与費明細書、46ページに地方債の現在高調書を掲げておりますが、説明は省略させていただきます。

また、鹿島市議会定例会議案説明資料8ページに県営事業負担金の調書を掲げておりますが、こちらも説明は省略させていただきます。

以上で平成16年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後3時1分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第62号の質疑に入ります。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

42ページ、文化財保護対策費のところですけど、永吉良遺跡の件ですが、これはいつごろの遺跡で、どういうものか。また、遺跡があるということがわかったのは、いつわかったのか、それをお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

永吉良遺跡がいつごろの遺跡でどんなものか、そして2点目が、遺跡があるとわかったのはいつかということですが、この遺跡は、鎌倉時代から江戸時代の集落の跡があると言われております。これがどうしてわかったかといいますと、土木のあそこの街路の事業が今あっておりますけれども、あの付近が永吉良遺跡といいまして、文化財の包蔵地というふうになっております。この包蔵地を開発する場合は必ず確認調査、いわゆる予備調査をするようになっております。この予備調査をしたのがことしの9月15、16日の2日間でありまして、8カ所掘って、そのうちの6カ所から遺物といいますか、出てきております。

具体的内容ですけれども、素焼きの器で、底が糸で切つてあるような、いわゆる糸切り底と言うそうですけれども、そういった土器が出ているのが1点目。それから、中国の陶磁器が出てきております。中国の陶磁器というのは、鎌倉時代に輸入をされているということです。この2点から今回その遺跡が鎌倉時代というふうに判断をされる根拠であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

あのですね、9月15、16日に8カ所のうち6カ所わかったということですけど、あそこがちょうど国道の工事ということで、鹿島の対応がですね、何とかな、遺跡の発掘調査がおくれて工事がおくれよんじゃないかと、市の対応がおくれていないんじゃないかという話をちょっと聞いておりましたが、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

市の対応のおくれで工事が進んでいないのではないかということだと思いますけれども、土木の今年度の工事の内容ですけれども、今年度前半が一応9月をめどに工作物の移転となっております。埋蔵文化財の予備調査は大体9月の中旬ぐらいということで、ここまでは大体予定どおりじゃないかと思うんですけれども、その後、土木としてはすぐもう工事に入って……（「県の土木事務所」と呼ぶ者あり）県の土木事務所の方ですけれども、土木事務所の方としましては、予備調査をしたらすぐ工事にかかるスケジュールでありましたけれども、ここで遺跡があるということがわかりましたので、その分うちの文化財の調査、本調査をした後でないと土木事務所の工事が入れないという形になります。ですので、その部分が当初の予定と違っているところだと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

最終的な工事の日程というのはわからんですかね、それで終わりたいと思いますけど。工事の完了日。

結局、発掘調査をして、それが済んで工事が完全に終わるのはいつなのか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

今、橋川議員のお尋ねの箇所は末光交差点から国道207号バイパスまでの間の約770メートルあるわけですが、そこの間の工事だと思います。これは8年度から着手しております、今現在、完了予定は17年度、来年度という当初からの予定でございます。

土木事務所のお話を聞いていると、確かにこの発掘調査でちょっとその分がおくれはするということですが、最終年度、完了年度は17年度で完了できるよう発掘調査をお願いしたいというような話を聞いております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

通常の場合の、これはやり方の問題ですけどね。まず発掘調査をして、そして、クリアしたら事業費をつけるという順序じゃないんですね。事業費が決定します、予算がつきます。その中で、先ほど課長の方から説明しましたように、普通の言葉で言えば遺跡があっちゃんかろうかにやというところの調査に入るわけですね。調査に入って何にもなければそのまま工事をするわけです。何かこの場合のように出れば本格調査をすると、こういうことですので、普通の手順に今回も従っているということです。

それで、もう一つは調査費がですね、今予算書を見ていただければ、財源内訳は全部県負担ですね。県の調査費がつかないと鹿島の教育委員会は動けないと、こういうふうな手順的になっておりますので、いわば通常の事業の手順どおりいっていると、こういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭です。1点だけお伺いいたします。

今回の補正予算の中で、この台風の強風被害による公共施設等がかなり上がっています。

そういう中で、一体どれくらいの金額が、全体的に把握されているだけでどれくらいあっているのか、金額等わかったらお願いします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

水頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正で災害関連経費といたしまして計上いたしておりますのは、同じ費目であれば、1件という数え方をいたしますけれども、8件です。8件で総額の37,900千円となっております。

先ほど言いましたように、同じ費目の中でも、例えば、庁舎でも場所が違うところをずっと数えていけばもっと数はあると思いますけれども、庁舎は1件という形にして8件の37,900千円ということでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

8件の37,900千円ですか。この中で保険対応分とか、それから、いろいろ立て分けをされていると思いますけど、その点はされているわけですかね。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

水頭議員の保険の対応でということでのお尋ねでございます。お答えいたしたいと思います。

今現在、保険の加入、それから請求につきましては、一応財政課が窓口になっております。そういうところで、今回予算をつけております関係は、ほかの課が行うわけでございますけれども、その事業の進捗に応じまして随時保険の対応にはかかっていくということにいたしております。

ただ、残念ながら、のごみふれあい楽習館と古枝公民館につきましては、これはもう全面的な改修を今回計画いたしておりますので、これにつきましては保険対象になっていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

随時これから保険の対応に対してのあれは各課で対応して、財政課の方でやっていくとい

うことで答弁されたんですけども、駐輪場とかあちこちで、また小さいところをいろいろ見てきました。そういう中で、何でこれを保険対応分とか言うかといいましたら、浜の駅前の駐輪場も実は壊れているんですよ。そのあたりは写真か何か撮られたのか、それとも上がっているのか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

今回補正で七浦駅の100千円をお願いしてあると思います。そこが一番ひどかったもんですから、全部見て回って、全部写真を撮ってきております。あとをどうするかということになりまして、これはもう我々でもできはしないかというふうなことで自前で近々、あさって17日やったかな、自前で材料を買って、それをやろうというふうなことで、ひどいところはちょっと専門家に任せにやいかんですけど、できるところはそういうふうな形でやろうということで17日ぐらいに予定をしているようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。あそこは通学生徒も駐輪場を使いますので、あそこは後で危なかとかなんとか言われたらとんでもないですので、もうわかっておられるということですので、ぜひよろしく願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま説明いただきました分で、簡単に三つほどお尋ねをしたいと思います。

1点は、私もこれまでずっと意見を言ってきました。今回は土地建物売払収入ということで、東町の住宅の問題が60,000千円ということで上がっておりますが、こういう形での収入というのはめったにないことですがね、いろいろと私もこれまで意見を申し立てまいりましたが、収入としてこういう形で上がってくるわけですが、この財源について特別、何かに充てようという当てがあるのかどうかですね。できればこういう事態で生み出された財源ですので、政策的に具体的に当てはめられたらなという気もするわけですが、そういう面では何かございますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

本来こういう行政財産を売却したお金というのは基本的には目的を持って売却したということじゃございませんので、財政課といたしましては、後年度の行政財産を取得する原資として積み立てておきたいなという考えもあります。基本的にはそういう基金に積んでいくのが財政課としては妥当なところかなと考えております。

ただ、これはもうずうっと御説明を申し上げておるわけでございますが、今年度交付税が12%落ちて、総額で6億円の減収、前年度対比ですね、その穴埋めというのがまだ全然できていない。今、公共施設建設基金が約380,000千円取り崩しておる状況でございます。そういう中では、今年度に限りましては、この財産売却収入については財源不足に充当せざるを得ないのかなという見通しを持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市のお考えはわかりました。私としては、当てにしていなかったお金が入るわけで、これまで要求を続けております、例えば、乳幼児医療費40,000千円もあれば6歳未満の無料ができるわけで、もちろん単年度で終わるわけではありませんから、制度化すれば続いていくわけですが、こういう贈り物も市民にたまにはいいんじゃないかなという気もいたしております。

次に移りたいと思いますが、市債で臨時地方道整備事業債ということで10,000千円上がっておったのを一般財源でということで組み替えがされておりますが、私もそうそう借金ばかりはしてもらいたくないと思うものではあります。当初そういう形であつたわけで、これをやめて一般財源で賄うということになりますと、10,000千円という事業が、ほかの事業なんかにも大きな影響が出てくるんじゃないかなと、特に今財源がないという中ですから、当初ではその10,000千円というのは一応借金をするという事になったので、ほかに回っていく金じゃなかったかなと思うわけですが、その辺はもう一遍どういう理由でこういう形に変わっていったのかということをお知らせください。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

臨時地方道整備事業の起債についてのお尋ねでございます。

臨時地方道整備事業債と申しますのは、基本的に単独での市道の充当する一般財源額、例

えば、今年度が——ちゃんとした数字を覚えておりませんが、大体 130,000千円程度市道に一般財源を充当いたしております。それが過去3カ年よりも上回った部分、ですから、例年、市道に 130,000千円ぐらいの財源を突っ込んでおりますけれども、それを上回った部分について、ですから、例えば 140,000千円になったら、その上回った部分について起債を認めるといような趣旨の起債でございまして、当初段階では県営事業負担金あたりがもう少し大きくなるだろうという見込みの中で、年間見通しとしましては10,000千円ぐらいはふえた部分については起債を充当しようということで当初から入れとったわけですが、最終的に例年並みの一般財源で済んだということで起債を落とさせていただいているということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

枠内でおさまるからということだったら、一般財源を新たに起こさなくてもその枠内の財源が、私は素人考えで考えればあるんじゃないかと思いますがね、そうじゃないんですかね。じゃあ、もしそういうことなら、まだ市道については改良の余地がある分もあるわけですから、その分をつぎ込みながら、前のような形で事業を進めていくというようなことのできるんじゃないかなと思いますが、ちょっと私の素人考えではおかしいかわかりませんが、その辺わかるように説明してください。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど課長がお答えいたしましたように、この臨時地方道整備事業債につきましては、ほかの起債とは若干趣を異にしておりまして、3カ年の平均で、当該年度がその3カ年平均を上回った場合は、その上回った分だけが起債できるという制度でございます。ですから、ことしの年度だけを判断するのではなくて、来年以降がどうなっていくか、ここらあたりまで見ていく必要があります。例えば、ことし10,000千円3カ年平均よりかも上回った場合、ことしは大丈夫でございますけれども、来年また上回っていかなかったら、それは借り入れないと、どこかの時点ではそういったことで整理をする必要がございます。そういったことで、今無理やりに10,000千円の財源をつけて事業をするよりかも、また来年、何か必ず必要な場合が出てきたときはその部分で対応した方がよかろうかと、将来の計画にまでまたがって見直しをある程度持ちまして、この起債を発行するというようなことで財政課としては考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後の質問にしたいと思いますが、43ページ、教育費です。体育施設管理費で、のごみふれあい楽習館の改修工事として26,130千円補正額が上がっておりますが、直接ここに関連するものではありませんが、私は以前からこの問題では御意見申し上げておりましたが、もしその事業が終わっていて見落としていたら済みません。

実は、のごみふれあい楽習館に行く間に、あそこの入り口が非常にわかりにくいということで、以前も標識をもう少しわかるようにした方がいいんじゃないかと、特に夜間は全くわかりません。いつも行きなれた人はわかるわけですが、しかし、そうじゃない人はわかりにくいわけですね。

だから、そこの入り口もちろんですが、少し手前から一つ、二つ夜光塗料でもつけた標識を私はつける必要があるんじゃないかと思うんですが、特に今5時半ぐらいになったら薄暗くなります、冬場は。そういうことで、ちょっとよそから来た人にはわかりにくいという状況がありますが、もし設備が済んでいたら——なかったと思いますが、私の見落としじゃないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

ふれあい楽習館の入り口がわかりにくいというのが1点目で、手前の方からわかるような標識が必要じゃないかということだったと思いますけれども、入り口の標識につきましては、実際どれくらいわかりにくいかわかるか私どもの方で再度確認をさせていただきたいと思います。その後、どういった方法がいいのかということまで調べてみたいと思います。

それから、手前の方から夜光塗料という件につきましても、地元の方とも話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほども申しましたが、再度申し上げますが、夜間、特にわかりにくいわけですから、夜わかるような表示を含めてお願いをして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

質問を申し上げたいと思います。

先ほど松尾議員の質問の中にもありましたが、東町の60,000千円の財産処分の問題でございますが、これは以前、全員協議会の中でも御説明されましたが、なるべく高く売ってくれというようなお話もしたと思いますが、この財産処分の手続の問題として、1点、これは金額として高かったのか安かったのか、路線価格に対してどうだったのか、これは将来、参考事例になってまいりますので、その点どのようなことだったのか。それに伴って、庁内ですね、例えば、請負金額の場合だったら1億以上は工事請負の場合は議会の議決が必要だというようなことがございますが、財産処分についてはどのような形に手続的になるのか、その二つをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中西議員の御質問にお答えしたいと思います。

財産の売り払いに関しましては、庁内で土地売払価格評定委員会という組織をつくっております。今ちょっと不在でございますが、収入役が委員長ということで、あと企画、総務、それから税務、それから農業委員会、そういった土地の業務に精通している関係課の担当職員をメンバーとする土地売払価格評定委員会というのをつくっております。その中で、先ほど議員申されました路線価の問題、それから売買実例、もろもろの条件を検討いたしまして適正な価格を決めていくと。その委員会の中で決定した部分で最終的に市長の決裁を受けまして売却というような流れになっていく、そういうことでございます。

それから、今回の東町の売却の価格につきましては、そういう委員会の中で検討していただいて、適正な価格ではないかということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

それは適正価格ということでございますから、それはそれでいきたいと思います。ただ、これは売買のときの契約者、市と買い主との間の直接的な契約なのか、あるいは不動産業を営む人を經由してしたものかどうか。多分、不動産の手数料をすね、60,000千円ですとかなり高く取られるような気がするんですが、そのような点も含めて改めて御質問を申し上げたいと思います。

そのことと議会の議決という問題です、その問題は財産処分の場合はあるのかなのかということでございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中西議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

契約につきましては、市と相手方と相対による随意契約を行っております。相対です。ですから、不動産業者とかは間に入っておりません。

それから、公有財産の売り払いに対します議会への議決要件でございますけれども、これは二つ要件がございます。どちらとも満たす要件ということで、まず20,000千円以上という金額の項目がございます。ただ、20,000千円以上かつ5,000平米以上が議会の議決ということで、面積要件と金額要件と申しますが、この二つをクリアした場合には議会に議決のお願いをしなければなりません。今回の場合は面積が小さいものですから、該当していないということでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

60,000千円のことについては以上でわかりました。いみじくも課長言われましたが、60,000千円というのを普通私たちは、今回60,000千円収入が上がったら、歳入になったら大体どこかの積立金にまず持って行って処理していくのが通常じゃないかなというふうに私は感じたんですが、現在、歳入に上げて、歳出でもう全部使い切ると、60,000千円使っているという状況ですよね、この予算の編成を見ると。たまたまいろんな形での当初予算の組み方がちょっと足らなくて、国からとか県からのを当てにしていたのがなくて、結局、今回60,000千円使い切るわけですよね。それがですよ、松尾議員みたいに私は期待はしませんが、60,000千円というのが歳入あって、もうそのときの補正で歳出にすぐ全部処理されていくと、一銭も残らないといえますか、そういう現状ですよね、この予算の組み方を見ますと。それぐらい鹿島市というのは大変なんですか。そこら付近をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

財産の売却収入につきましては、先ほどの松尾議員のときにも申し上げましたように、基本的には臨時の収入でございますので、後年度の事業に予定するという形の中で何がしかの基金に積んどくべきだと、これはもう財政の立場としてもそう思っておるわけでございますが、松尾議員のときにも申し上げましたですけれども、当初予算で対前年度比で12%、鹿島の場合、今の段階で11.9%の減額となりますが、対前年度比で約6億円の一般財源、地方交付税と臨時財政対策債が減収になっております。この部分のある程度、従来から申し上げて

おりますように、前年度までのリストラ効果とか、それから投資事業の先送りとか、それから投資事業の圧縮という形の中で、当初予算の段階で詰めはいたしましたけれども、それでも約 380,000千円から4億円、単年度で収支が不足しているという状況になっております。

そういうことでございますので、今年度につきましては、この60,000千円を、もちろん特別交付税が3月の初めに決定いたすわけでございますが、そのあたりがどうなっていくのか。ただ、今の状況では新潟の地震に相当持っていかれて、今の私どもの見積もりよりもさらに落ち込む見込みであるという状況の中では、この財産収入についても今年度はもう一般財源として収入せざるを得ないのかなということを考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

逆にですね、60,000千円という歳入がなかったら、どこからこの60,000千円分持ってくる予定でおられたのか。事業をもっとカットしていくのか、あるいは、どこからじゃい金を、留保している金があって、そこから運用するような形で出てくるのか、そこら付近はもう一回、財政が苦しいというのは今わかりましたから。だから、通常予算措置をしたということなんでしょうけれども。実際60,000千円なかったら、じゃあ、どういうふうな形で今回の補正予算を組むような形になったのか、もしなかったらということをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

再度の御質問にお答えしたいと思います。

当初予算の編成段階では、通年の収支の中では、先ほど申しましたように、6億円減っておる。そういう中で2億何がしかを圧縮しながら、単年度での収支としては4億円不足するだろうという見込みでありました。その中で、こういう歳入が入ってこなければ、最終形態といたしましては財政調整基金をさらに取り崩して充当するというような計画でございました。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

今後いろんな意味で大変だろうと、やりくりが大変だろうというふうに思っておりますが、先人のつくった財産と言っていいのかどうか私もわかりませんが、やはり市の財産を売るということについては一つの決断も要すると思うんですね。今回たまたまそういうことがあったから非常によかったんでしょうけど、そのほかにこれから市の財産を食いつぶしながらやっていくようになるのか、あるいは積立金を食いつぶしながらやっていくのか、その見通しというのが現在わからないで今回の補正予算になっていると思うんですが、説明は大体わか

ります。恐らく足りないだろうというようなことはわかりますが、これはいずれにしても、もう一回補正が出てくるでしょう——でも、そのときには遅いわけでございますよね。

今回の補正予算の中でお聞きしますが、いわゆる最後の詰めですよ、16年度の詰めの分、先ほど言われましたが、まだ不足するというようなことでございますが、結局、見通しでも私もわからないんですが、見通しとしてどれくらいのものをあと歳入として取り崩してやると。今、総額 120億ぐらいですから、今回が 220,000千円ぐらいですからね、60,000千円というのは4分の1ですよ。そういうものを含めると、あとどれぐらい歳入歳出の中で予算化されることなのか、見通しがあればお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

今年度の16年度の最終の見込みという御質問でございます。先ほど来申しておりますように、特別交付税が全然皆目つかめないというような状況の中ではございますけれども、先ほどから申しておりますように、最終的な形態といたしましては4億ぐらいの収支不足になってしまうだろうと。収支不足といいますけれども、それは財政調整基金なり、先ほどは公共施設建設基金を繰り入れさせていただいておりますけれども、いろいろな基金を使いながら、最終的には4億ぐらいの収支不足、実質単年度での収支不足としては4億ぐらいだろうと考えております。ただ、それを事前に、ことしの1月になって急に12%落ちるといような中で15年度の予算凍結をさせていただきまして、その分で 220,000千円ぐらいもう既に先に積んでいるというような中では、何とか先手は打ってきているというところではあると思っておりますけれども、その交付税の落ち込みが余りにも大き過ぎて歳出の削減の努力とか、それから、税収の増とか、そういったものが追いつかないというふうな状況の中で最終的には4億ぐらいの不足を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

1点だけお尋ねをいたします。

先ほどの水頭議員の質問にも関連をいたしますが、42ページ、43ページに計上されております古枝公民館の屋根改修工事とのごみふれあい楽習館の、これは別にも工事があるのかわかりませんが、先ほどの財政課長の説明では、台風被害に伴う屋根改修工事だと、全面改修工事だというような説明があったと思いますが、もとよりですね、多分これは決算委員会の席であったかと思うんですけど、台風被害の市の施設について保険申請をしておるのかという質疑が委員からあったと思います。その際はしていないということだったというふうに

思います。これからやりたいというような説明であったと思うんですが、八つの申請、要するに今回補正で計上しておるけど、この今言う二つの案件以外については工事の進捗とあわせてやっていきたいと、保険の保障申請を。この2件についてはやる考えはないという説明をされたというふうに思いますが、その点もう一遍確認の意味で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

先ほどの御質問にお答えいたしますけれども、水頭議員のときにお答えいたしましたのは、のごみふれあい楽習館につきましても、ほかの施設につきましても、ある程度その工事が進んで、もとの写真と済んだ写真とをつけまして、それから保険会社の方に申請をすると。保険会社の方が認めれば保険が来るというような形になっております。

のごみふれあい楽習館と古枝公民館につきましては、部分的な部分での修繕というのはあるわけですが、今回はそこも含めたところでもう影響が大き過ぎて全部張りかえますので、その部分だけの、全体のというですかね、保険は多分来ないだろうということで私は申し上げたところでございます。ですから、部分だけの修繕については対象になると、そういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

災害は、全面的にはげてくれればするけれどということじゃなくて、部分被害というのは、これが通常だろうと思います。全壊倒壊とかいう、大地震、新潟の大地震みたいな、そういう災害ばかりじゃないわけで、市民の個人の住宅を初め、小さな雨どいの脱落とか、かわらが何枚か飛んだとか、雨漏りがしたとか、被害というのは実態はそういうものだろうと思うんですね。これは保険会社に申請をすれば、見積もりをつけて申請をすれば、それに相当する補償があるということだろうと思います。

だから、のごみふれあい楽習館でも古枝の公民館でも台風によって、例えば、めくれ上がったとか、補修を必要とする状態になったという部分については保障の対象になると思うんですよ。だから、それはやらないんだというのは市の財政に損失を来すことになりかねないんじゃないかと、こういうふうに思うんですよ。そこら辺はどういうふうに考えられておるか、そこが質問の趣旨なんです。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私の先ほどの答弁の仕方が悪かったかと思いますが、基本的には災害になった部分については保険請求をいたします。ただ、先ほど水頭議員のときに申し上げましたように、金額が全面的に、全部が全部保険の対象になるかということ、それではなりませんということをお知らせいたします。

以上でございます。（発言する者あり）

保険の通常の請求のやり方につきましては、事務的に着々と進めていきますということでございます。ただ、先ほど水頭議員のときに申し上げたのは、私が屋根の全面で全部が保険の対象になるのかということで御説明して、それは対象になりませんというのを申し上げていたということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういうふうな説明だったら理解できます、もうここに立つ必要はなかったわけなんです。

先ほどは、申請を考えていないという御説明だったと思いますので、ここに立ったわけですが、立ったついでで恐縮ですけど、のごみふれあい楽習館は屋根改修だけでこれだけの費用を要するというふうにとらえていいんですか、ほかにもあるんでしょうか、その内訳だけ聞いて終わります。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

今回お願いしておりますのは、屋根の改修工事だけであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

今回の補正の中で 220,000千円のうち 150,000千円が民生費ですね。今回、金額が確定したからなんだということなんですけど、150,000千円というのは結構多いですね。そういうことで、例えば、もらわれる、支給される方は母子家庭とか知的障害者、または保育園等ですけど、これは当初から予定された金額で、先ほど地方交付税が少なかったからと言われましたけど、これはもらわれ、支給される方の支障、苦情、そういうものは例年と比べてどんなですかね、そのあたりは。支給のおくれというふうなことはないんですか、影響はないんですか。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

お答えいたします。

財政課長からありましたように、当初、歳出を抑え目での計上ということでございますけれども、民生費全体の支出に支障はないかということですが、これは支障ございません。支払いすべてにおきまして、月々の支払い、あとは四半期とかいろいろございますけれども、そういった中で支出に影響はございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃあ、例年とその点は変わらないということでもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そして、31ページの農業振興費の19節、負担金、これは6,000千円当初計上されて、そのまま6,000千円今回減額されるということですけど、この理由。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

これについては、先ほど財政課長の方からも説明いたしましたように、当初コンバインの機械利用組合の設立を目指して取り組みをしておりました事業が、その地域の問題もありましたけれども、設立が困難になったということもあって、今回この事業にのらないということとございましたので、補正で落とさせていただいております。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第62号は提案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第63号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 8 議案第63号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

議案第63号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）について御説明をいたします。

議案書は11ページでございますけれども、別冊の予算書で御説明いたします。

今回の補正で、歳入につきましては、国庫補助金から特別分の地方債への変更に伴い、公共下水道事業債を増額し、国庫補助金及び繰越工事に伴います下水道受益者負担金をそれぞれ減額いたしております。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,017千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,172,166千円とするものでございます。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページから 3 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第 2 条、債務負担行為の追加は、4 ページに掲げております第 2 表 債務負担行為補正のとおり、事務機器の使用に係るリース契約の賃貸借料でございます。

第 3 条、地方債の補正は、5 ページの第 3 表 地方債補正のとおり限度額を変更いたしております。

それでは、歳入から説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

1 款．分担金及び負担金、1 項．負担金、1 目．下水道費負担金 1,997千円の減でございますが、これは繰越工事に伴います下水道受益者負担金、現年分の減でございます。それと、下水道受益者負担金の滞納分の見込みによります 477千円を増額いたしております。

9 ページをお願いいたします。

3 款．国庫支出金、1 項．国庫補助金、1 目．公共下水道費国庫補助金66,000千円の減額は国庫補助金から特別の地方債への変更に伴います減でございます。

10ページをお願いします。

7 款．市債、1 項 1 目．公共下水道事業債59,980千円の増でございますが、これは先ほど申しました国庫補助金から特別の地方債への変更によるもので62,480千円、それから、一般分の建設事業費の減に伴う起債の減額でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1 款. 公共下水道費、2 項. 公共下水道建設費、1 目. 建設事業費でございます。主なもので、13 節. 委託料の減は事業費の確定によるものでございます。15 節. 工事請負費の増額は委託料からの組み替えでございまして、事業進捗を図りたいと考えております。22 節. 補償補填及び賠償金の 3,000 千円の減でございますが、これは水道等の移設補償費の見込みがなくなったために減額をお願いするものでございます。

第 3 款. 予備費、1 項 1 目. 予備費の 299 千円でございますが、これは特別会計内での予算調整として行っております。

13 ページには債務負担行為に関する調書、14 ページに地方債に関する調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20 番松尾征子君。

○20 番（松尾征子君）

簡単ですが、2 点ほどお尋ねします。

8 ページ、負担金のところで受益者負担金（現年分）ということで 2,474 千円の減ですが、これは当初の見積もりが大きかったのか、それとも予定されていたのが入らないのか、どちらなのでしょう。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

松尾議員の質問にお答えします。

受益者負担金現年分 2,474 千円の減ということでございますが、これは当初予算には平成 15 年度の面整備を行っております、その分についての負担金ということで計上いたしておりましたけれども、15 年度から 16 年度に工事を繰り越しましたために、その繰越工事に伴う分の面積分といたしまして 2,474 千円の負担金が今年度減額ということでお願いするものでございます。

○議長（小池幸照君）

20 番松尾征子君。

○20 番（松尾征子君）

工事が繰り越されたからこの分はまだ取る状況にないということで理解するんですかね、わかりました。

そしたら、もう一つこの件でお尋ねしたいと思いますが、受益者負担金についてはこれまでいろいろ私も意見を申し上げてきましたが、最近の受益者負担の納入状況というのですか、

例えば、取り方なんか私も今までいろいろ意見を申し上げてきましたが、最近はどうなんでしょうか。非常に、より財政的に困難な状況にあるわけですけどね。納入状況ですね、未納とかいろんな問題もあると思いますが、その辺の実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

納入状況という御質問でございますが、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、数字的なものは申し上げできませんけれども、納入状況につきましては大部分が一括納付でしていただいておりますということを聞いております。ただ、例年よりも若干一括納付の率が今年度は少し落ちているかなという感じがいたしております、今の段階です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。

次にお尋ねしますが、11ページ、10ページでもいいし、先ほどの説明の中で、要するに国庫支出金が地方債に変わったという、その説明がなされましたが、国から出る分であれば返さんでよかわけですが、そうでしょう。地方債に変わったということで、結局、借金に変えなくちゃいけなかったという、それはなぜこういう形になっていったのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えいたしたいと思っております。

国庫補助金から特別の地方債への変更でなぜかという御質問でございますが、本来、下水道の財源として一般的な国の補助を使っておるわけでございますけれども、今回は特別の地方債ということで、これは国庫補助金の分割交付制度と一体となっております、要するに従来の補助金ですね。これが一括して入ってくるんじゃなくて、5分の1、5カ年での分割というような形で交付される制度でございます。事業を行うに当たりましては、あと5分の4の分が不足するわけでございます。この分を特別の地方債ということで充当率100%ということをお願いするわけでございます。ただ、これにつきましては、利息につきましては国の方で補てんをするということになっております。

制度の概要として申し上げますと、補助対象事業費の補助金相当額については先ほど申しましたように、5カ年間の国庫債務負担行為ということになります。このうちの5分の1について初年度の年割額として補助金が交付をされます。残りの5分の2については翌年度以降4カ年にわたって分割して補助金を交付するということでございます。翌年度以降に交付

すべき5分の4の相当額については初年度において特別の地方債の発行を許可されるという制度です。私どもにとりましては、当該年度に5分の1の国費と5分の4の地方債の発行を受けることによって5分の5の補助金の交付を受けた場合と同一量の工事ができるというようなことをございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私の頭は複雑ですので、もう少し単純に説明をしてください。

要するに補助金でもらったたらその方がいいわけですけど、だから、一応借金をしとって今までのいろんなあれと同じですね、後から交付税でやっばいと、そいけん変わらんじゃなかかということですが、じゃあ、これまでもいろんな事業の中で私は何度も指摘してきたと思いますが、その交付税が確実に充当されるという、その保証はあるんでしょうかね。やっばりそういういろんな中で今市の財源というのは非常に苦しい状態に、いろんなそういう事業をして、補助金でやっていたのを起債を起こして、それでやっとけと、あとは交付税でやっばいというようなことを言っずとしてきたんじゃないかと、この数年間ね。そういうのが積もり積もってやっばりいろんな形でのしわ寄せが出てきていると思いますが、この分については確かにそういう保証があると見ますか、課長。どうでしょう。交付税として完全に入ってくるという、あなた確信をお持ちですか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

御質問にお答えしたいと思います。

5分の4については、翌年度から4カ年間にわたって、これは補助金として交付されるわけですが、分割して。補助金として交付されることになっております。これはもう間違いないと思います。

ただ、利息についてが、先ほど申しましたように、国の方で利子補給まで行われるということをございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ここで課長とやりとりしても解決できる問題じゃないですがね。例えば、5分の4については補助金として入ってきますということですが、これについても当初は補助金ということで入ってくるということで補助金で上げとったわけでしょう。当初からそうじゃなかったなら地方債で上げとったと思いますが、当初はやっぱり補助金ということで入ってくると思っ

とったけん上げとったのが、そうじゃなかったと、私はそう見ます。ここに上程されている分については。

だから、ここでいろいろ言いません。じゃあ、来年から4年間は補助金で来ますという、それは私はどうも裏づけがないなという気がしますが、答弁はもういいです。——何かありますか。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

よかですか。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

予算を最初組むときは私どもも通常の補助事業ということで考えておりました。ただ、実際に補助金交付申請をする段階で国の予算枠等の関係で処理場に関する部分は特別の地方債で、分割方式でというようなことでのお話でございました。

以上です。（「来年から4年間はもうわからんということですね」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9 議案第64号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第64号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明

いたします。

議案書は12ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正要因は、本年7月からの被保険者数の増、前期高齢者、いわゆる70歳以上の医療費の増が影響いたしております。具体的には、高度先進医療、長期療養疾病、人工透析の増、精神疾患、生活習慣病、糖尿病等での医療費の増と、これに連動いたします高額療養費の増、介護保険納付金の確定により予算の補正をいたすものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,376,090千円といたしております。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、2目 療養給付費等負担金、現年度分に83,529千円を補正し1,048,321千円といたしております。これは後ほど歳出で御説明いたします療養給付費、それから、療養費、高額療養費、介護納付金の支出増の100分の40を国庫負担金として歳入いたすものであります。

7ページをお願いいたします。

同じく3款2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金は高齢者健康指導事業補助金を16千円増額し、4,197千円といたしております。

次に8ページですが、4款1項1目 療養給付費交付金、現年度分に98,665千円を補正し380,236千円といたしております。これは支払基金から交付されるもので、今年度の交付決定額でございます。

9ページをお願いいたします。

8款 繰入金、1項1目 基金繰入金は97,119千円の基金を取り崩し130,830千円といたしております。

10ページをお願いいたします。

次に歳出ですが、2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費に176,861千円、2目 退職被保険者等療養給付費に66,523千円、3目 一般被保険者療養費に3,453千円、4目 退職被保険者等療養費に1,472千円を補正し、補正後の額を1,932,735千円といたしております。

11ページをお願いいたします。

2款 保険給付費、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費に5,391千円を補正し161,991千円、2目 退職被保険者等高額療養費に2,498千円を補正し33,998千円といたしております。

12ページですが、4款1項1目．介護納付金に23,115千円を補正し 189,843千円といたしております。これは本年度の概算額が確定したことによるものであります。

13ページをお願いいたします。

6款1項．保健施設費、3目．保健推進費委託料に16千円を補正し 3,892千円といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。8番橋川宏彰議員。

○8番（橋川宏彰君）

高額療養費ですね、11ページですけど、非常に今医療機関が発達して、薬、注射、またいろいろな検査ということで医療代が高額になってきていると思います。それで、ある1カ所の病院に7万円幾らですかね、2千円か3千円以上かかって、その差額の分が高額医療のあれで本人に戻ってくるわけでしょう。それで複数の病院に、例えば、検査機関がないということですよその病院に行って、そこが2万一、二千円ですかね、超えないと高額医療の対象になってこんということをお聞きしましたけど、合わせたら十二、三万円で払いよっばってん、そのあぎゃんとの返ってこんというとはなしですかね。そこら辺ばちょっと説明していただきたいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

ただいまの質問は、高額療養費の件についての御質問だと思っております。

高額療養費は被保険者にとっての過重な負担軽減を図り医療保険の機能を有効に働かせるという目的で制度があるところであります。これまで数回の制度改正が行われておりますが、現在この高額医療費制度の中で世帯合算の特例、あるいは多数該当世帯の特例、それから、特定疾病の負担軽減などの特例措置がございます。その中で、2カ所の病院代に関してということですが、まず世帯合算の特例は、世帯内で同一の月にそれぞれの病院での一部負担金の額が21千円以上となる療養を複数受けた場合には一部負担金の合算額から自己負担限度額を控除した額を支給しますとなっております。

それで、御質問の2カ所ということですが、まず2カ所とも21千円をまず超えなければ該当できないと。だから、片方で仮に70千円、片方で20千円の場合は——済みません、訂正いたします。Aの病院で100千円、Bの方で20千円というような場合は、100千円が対象になるわけです。だから、21千円以上であればAとBの医療費を合算した中から限度額を差し引いて高額療養費の支給が受けられるという制度でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

21千円というBの方の、今説明されたAとBして、片一方は100千円払って、片一方が20千円払って、21千円超えとらんぎ、それは合算してのあれにはできないという今の説明やったでしょう。そいぎこれは全国、県、市町村全部、これは国からのあれでそういうふうになっているわけですかね。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手讓二君）

お答えいたします。

この高額療養費支給制度は昭和48年に健康保険法の一部改正ということでできておりまして、全国一律であります。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今ですね、私、犬塚病院にちょっとC型肝炎のあれで治療に行きよるわけですけど、非常にC型肝炎でインターフェロンを打ちに来よる人が物すごく多いわけですよ。それで、いろいろ話をするわけですけど、高額医療が半年以上、1年以上という人がざらにおられるわけですよ。それで、ちょっと金持たんぎ死ねと言うと一緒で、銭持っとかんぎなかなか治療もでけんねという話まで今している方もおられるわけですよ。やはり最低7万幾らは要るわけでしょう、月々ですね。それで、話を聞いていると、月に60千円から70千円、その高額医療にかからんぐらいの治療を受けている人がおるわけですよ。そして、薬と注射との併用で薬に保険が適用されないから保険適用外のあれで月に薬代だけで10何万払っている人もおられる。そいけんC型肝炎が非常に多い。地域によって物すごく違うてきとる。いつかの議会でC型肝炎の、何というですかね、補正を出されて検査ていう話があったようですが、C型肝炎の鹿島市での患者数、また、原因は何なのかということは、保険健康課は調べておられますかね。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手讓二君）

お答えいたします。

先ほど高額療養費の特例ということで申し上げましたが、もう一つ、多数該当世帯数の特例といいまして、通常、高額の自己負担限度額というのは3段階に分かれております。住民

税の課税世帯の中にも上位所得者に対しましては 139,800円、それから、上位以外の所得者が先ほど議員言われました72,300円、それから、住民税非課税世帯が35,400円ということがあります。

先ほど多数該当者世帯の特例ということで申し上げましたが、この制度につきましては、同一世帯で過去12カ月の間に高額療養費が4回以上を支給される場合は、4回目からは一部負担金の額、または、その合算額は上位所得者で77,700円、それから、一般の方で40,200円、それから、低所得者の場合は24,600円を控除した額を支給するというので、4回以上の場合はこういう特例があるところであります。

それから、二つ目の質問のC型肝炎関係ですが、まず、患者数についてでございますが、つい最近の新聞にも載ってございましたけど、県内のC型肝炎ウイルス陽性者は市町村で実施いたしております肝炎ウイルス検診で1万5,600人という数が出ておりますが、推計では3万に近いと言われております。鹿島市は肝がん死亡率が県内では11位、それから、杵藤保健所管内では1位という不名誉な位置にございます。こういうことから県からも指導がございまして、C型肝炎ウイルス陽性者の把握を行っているところであります。

平成5年から15年度までのHCV及びRNAの陽性者は517名を把握いたしておりますが、C型肝炎の患者数になりますと、個人の問題でもありまして、何人が実際病院に診療されているかは把握をいたしておりません。

それから、原因についてということでございますが、C型肝炎ウイルスの持続感染者、いわゆるHCVキャリアは主に血液を介して感染するもので、飲食や呼吸、単なる皮膚の接触では感染する心配はないと言われております。

現在原因の詳細は不明ですが、血液の感染が原因とされてございまして、C型肝炎ウイルス感染予防対策がとられます以前の輸血や、それから、つい最近新聞にも載ってございました血液製剤の投与などが考えられているところであります。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今、血液のあれでということの問題に、テレビ等でもあっておりますが、原因は止血剤、産婦人科等で出血——が、あれは何とかという薬を使わんとだめだから、女性じゃなくて男性が何でかなと思うごと、輸血をしたこともなければ、病院さい行たて風邪引きで注射ぐらいしかしたことなかとけという人が多かわけですよね。それで、今おっしゃられたように、酒飲んで杯のやりとりではうつらん。そいけん、そこんたいの原因をやっぱりある程度知るとかんと、どこに文句言うてよかろうかにゃと、かかった者は言わすわけですよ。不思議でならんという一つのやっぱり……。結局、これも何が悪いとかちょっとわかりませんが、そういうふうにしておられます。できるならば、市としてもそういうところの原因をして対

応をお願いしたいと思っております。

終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第10 議案第65号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第65号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第65号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は13ページですが、別冊の補正予算書で説明いたします。

今回の補正は、平成14年10月の老人保健制度の改正により被保険者数の増加はないものの、循環器系や新生物、筋骨格系の疾病により医療費の増加や高額療養費では高額申請が事後通知義務発生により増加が見込まれることから予算の補正をいたすものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,941,899千円といたすものであります。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項. 支払基金交付金、1 目. 医療費交付金、現年度分に32,201千円を補正し 2,396,555千円とするもので、これは診療費及び高額療養費の増によるものであります。

7 ページをお願いいたします。

2 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、1 目. 医療費負担金、現年度分に56,431千円を補正し 994,253千円といたしております。

8 ページですが、3 款. 県支出金、1 項 1 目. 県負担金、現年度分に14,193千円を補正し 248,563千円といたしております。

9 ページをお願いいたします。

4 款. 繰入金、1 項 1 目. 一般会計繰入金に13,930千円を補正し 264,699千円といたしております。

10ページ、歳出ですが、2 款 1 項. 医療諸費、1 目. 医療給付費に 112,751千円を補正し 3,832,751千円に、4 目. 高額医療費に 4,004千円を補正し30,224千円といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。といいますのは、テレビとラジオが新幹線問題で市長の方に取材申し込みが入っているということでございまして、その間は休憩をとらざるを得ないかなというふうに考えております。そういうことで6時まで休憩をいたしたいと思っております。

午後 4 時 53 分 休憩

午後 5 時 59 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第66号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第66号 平成16年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第66号 平成16年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の14ページですが、別冊の補正予算（第1号）で御説明いたします。

今回の補正は、水道企業職員の人事異動等に伴いまして減額補正をいたすものであります。

1ページをお願いします。

第2条、鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものであります。

第1款. 事業費、第1項. 営業費用は 6,459千円を減額し、補正後の額を 358,741千円といたすものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものであります。

2ページをお願いいたします。

第1款. 資本的支出、第1項. 建設改良費は 5,756千円を減額し、補正後の額を 613,438千円といたすものであります。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費は、ただいま御説明いたしました収益的支出及び資本的支出の減額分12,215千円を差し引き補正後の額を66,196千円といたすものであります。

3ページ以降は附属書類でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ある程度事前の協議会でも説明をいただいておりますので、大体承知はいたしておりますが、職員が事実上1名減になったというような説明だったと思うんですけど、年度の中途に職員減が発生するというのはどういう理由になっておるんでしょうか。その点。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

補正に関するものに対しては4月1日の人事異動に関するものでありますけれども、実際の人事異動に、1名減については2月からの異動であります。その理由については、それは担当の方をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

いずこも大変少ない人数、しかも次年度は新規採用もないというような厳しい環境の中で、水道課だけが特別の領域だというふうには私も思いませんが、パイが小さいんですね。全体の一般の市長部局と比べれば水道課というのはもうごく限られたベースで分母は、職員数は……。そういった意味では、事前に私たちも説明を聞いておりませんでしたので、水道会計も、水道の事業規模が縮小したという、要するにこれは一番見える職場だろうと思うんですよ、業務量がね。そういった点で業務の縮小か何かがあつとれば別ですけど、こうした形で1名減になったということでは、水道課の対応としてはどの部局、部署で減になって、その肩がわりはどういうふうにして補完をされていくのか。水道事業の今後に影響がなければいいんですけど、水道課長としてどういうふうにとらえられておるのか、所見をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

給水収益の落ち込みは年々、二%減しておりますけれども、その中でやはり人件費に限らず、物件費、投資事業、これを抑制せざるを得ないというふうに考えております。実際4月から11月までの人間が減っておりますので、超勤費あたりを比較してみますと、1人減の部署はうちの工務係であります。うちは工務係と管理係がいますけれども、工務係の超勤時間が16年度で242時間、それから、15年度が187時間ということで約30%増加をしております。ただ、管理係については、逆に82%というふうな減であります。それで、その辺は業務の配分を見直していきたいというふうに考えておりますし、また、それでも足りない分については委託あたりも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

現実的な対応というのは、今言われるような、与えられた陣容でやらざるを得んということですので、何らかの形で、今言われるような業務配分のあり方とか、そこら辺の見直しと

かできるものは業務委託ということでなっていくかもわかりませんが、残業量というのを今ちょっと数字で示されて、私自身も初めて知ったんですけど、やっぱり1年間で30%も超勤の時間がふえとるということは、やっぱり急にふえとる実態にあると思うんですね。一番繁忙期になる夏場というのがどういう状態になるのか、ちょっと心配も残ります。これはもう水道課だけの話ではありませんけど、私がここで言いたいのは、職員の人件費の削減というのは行政経費の節減という立場からは一番最初目に行くところではありますけど、やっぱり総体的な職員採用計画というのがちょっと私自身も疑問があるんです。そういった点で、そういうふうな議会の全体か一部か知りませんが、そういうふうな見方でやっぱり人事政策を見とるとということだけは念頭に置いておいていただきたいと、これは一般の行政事務の方にもそういうふうな意見を添えておきたいと、そういうふうな思っております。補正の段階ですので、この段階にとどめておきたいというふうな思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。今回ここに補正という形で明らかになったんですが、ことしの2月から職員の方が1名減になっているという状況ということですね。これ1年間といいますか、まだ2月からですので、ほぼ1年になりますが、それぞれ職員に与えられた雇用環境とございますか、そういう中で、体を酷使しないためには年次有給休暇というものの取得というものがありますが、そういう中で、そういうふうな方々の取得状況等に影響がなかったのかどうか、ちょっとその辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

有給休暇等についてはちょっと把握は実際しておりませんが、うちは夜間の漏水等に対する出動とございますか、それがありますので、その分については確実に休んでいただくというふうなことで対応はしております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

夜間の出動ということは残業という形であらわれてくるかと思いますが、ただいまによりますと通常の30%ぐらいはふえたという結果が出ておると思います。ということは、休暇の取得どころではないということだと私は思います。というのは、夜間出動したらその分また次の1週間のうちのいずれかの日にそういう休みをとってしていかななくてはならないという労働条件になっているかと思いますが、というふうになれば、年次休暇等はとりたくても

なかなかとりづらいというふうに、職員が少ない中ではですね。職員が多くいらっしやったら年次有給休暇等もとりやすいんですが、やはり限られた人数でやる仕事というのはそういう取得権という、体を養護するためのことができないという心配がされると思いますので、やはりその辺も調べながら今後人員配置などはするべきじゃないかと思いますが、その辺については今後どういうふうにするおつもりなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

職員配置の今後の計画というようなことでございますが、職員配置につきましては、今までもこれからも業務の繁閑、その業務の実態がどうであるのか、ここらあたりを見ながら職員の適正な配置に努めているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

水道課というところは突発的なことがあったら必ず出動しなくては、市民の皆さんは1分、1秒でも早く来てくださることを願って待っているということでもありますので、その辺の対応についてやはり適正な配置が必要かと思います。人員が少なくなると突発的に起こる業務が1カ所2カ所3カ所、もう一遍に電話がかかってくるということがあったんだと思いますが、その辺についての対応は十分にできたのかどうか、どうでしょうか。そういう実態が全くなくてスムーズにいったのか。突発的なことがあって市民の皆さんに対するサービスが低下したということはなかったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

突発的な漏水が何カ所でも起きるといのはまずはないと思いますけれども、2月、1月ですね、これは寒波がひどかったときかなり個人宅の漏水があつて、今、市内の業者さんたちが休日、夜間、それに対しての待機業務を請け負っていただいておりますので、その方々がかなり大部分を対応していただいているというのが実態です。当然、職員も大きな漏水等については出動はいたしますけれども。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

来年になったら11名の方がやめられて、その分の補充という形がいいか悪いかわかりませ

んが、採用がないということが言われておりますので、いろんな職場にこういうふうな影響が出てくるといふふうに思います。体を悪くする人が出ないような形で、水道課に限らずいろんなことを調べていただいた上での人員配置を要望して、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私も今お二人の議員がおっしゃったのに関連をした質問になりますが、まずお尋ねをしたいのは、夜間の勤務体制はどういう状況になっているのでしょうか。1人体制なのか2人体制なのか、お知らせください。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

夜間は宿直員さんを今はシルバーさんをお願いして、当直員さんをいただいております、それから通報があつて、その当直員さんが職員にまず1カ月単位で順番を決めておりますので、職員さんに大きな漏水、配水池がからになったとか、そういう事故については連絡をとるようにしております。その出勤に対してはやっぱり1人ではどうしても不十分ですので、最低2人はついていかんばいかんということで2人制になっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

シルバーさんだということですね。シルバーさんの問題も私も以前も申し上げてきたと思いますが、今シルバー人材センターというのが就労の場が変わっているということは私もずっと申し上げてきたと思いますが、本質的にシルバーの目的というのは生きがい対策ということでシルバーを設けられたと思いますね。その後もその用途というのは変わっていないと思いますが、それはそれとして、ここで論議をするべきでもないと思いますがね。ということと、先ほど超過勤務手当の時間の問題で言われましたが、15年と16年と比べてありますが、恐らく16年はまだ満杯のもんじゃないと思いますね。だからもっとふえてくるんじゃないかと思いますが、先ほどから出ておりますが、一番心配されるのは職員の人たちの健康管理の問題だと思います。

私は3年前になりますかね、職員の皆さん方の健康に関するアンケートをとりましたが、非常に市の職員の人たちが何らかの体の不調を訴えられているという、そういう実態を見たときに、これじゃいけないというようなことでここで意見も申し上げました。その都度そういう問題になりますと健康診断をちゃんと定期的にさせていますとかなんとか言われておりますが、現実的に薬を片手にという職員の人々が結構多いわけですね。そういう中で、まだこ

ういう形での超過勤務手当の実態があるということね、やっぱり健康診断ばしよっけんよかじゃなかと思うわけですよ。だから、本当に今安心して就労できるような体制をとるといのは、そういう時間的な配置の問題からもあると思いますが、今あるように、職員を削りに削って補充をしないというような実態があるわけですが、例えば、職員を今までのような配置にできないなら、超過勤務の分はほかの人たちを職員に雇うとか、パートだってできると思うんですよ。そういう形をしながら、そこの職員さんを補充するという体制を私はとるべきだと思うんですよ。特に、今市内では仕事につけない、シルバーさんもそうですが、若い人たちが本当に仕事なくて困っているときなんですよ。こういうところを見たら、満杯働けないにしても、就労の場所はあるじゃないですか。そういうのを、これは水道課長に言うべきじゃなくて、こっちに言わんといかんのじゃないかと思いますがね。そういう形での就労の場所を確保すると同時に、働く皆さんたちの健康管理をするという、そういう体制を考えていくことが今大事じゃないかと思うんですよ。

ここの場合は超過勤務手当でちゃんとした時間的な対応をされていると思いますがね、民間においては異常な超過勤務、そして、それがサービス残業というようなことで違法な中で行われているという実態もありますね。そういうことがあってはならないわけで、今後どうしても超過勤務しなくちゃいけない分についての職員の補充ということは考えられないかどうか。正職員とまでいかななくても、超過勤務手当の分の働く分があるわけですから、そういう形を私は、これは水道課だけじゃないと思いますよ。ほかにもそういう職場はあると思いますが、できないものかどうか。

先ほど唐島部長は、仕事の実態によって職員の配置については考えんといかんという、そういうことをおっしゃいましたが、具体的にそういう点はしてみたいと思いますが、いかなものでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市の職員の人数の問題であります。まず、合併した場合としなかった場合の考え方をお答えしますと、合併した場合の方が職員の削減は大きいです。合併しなかった場合は削減は小さいです。そのことをまず申し上げておきたいと思います。

そして、基本的にはまだまだ職場の中で創意工夫、あるいは、さまざまな体系を組み直すことによってこれには対応していかなければいけない。いずれにしろ、合併をしてもしなくても、職員の数というのは削減せざるを得ない状況にあります。極端に言いますと、職員の削減はしないということになれば事業費が出てこない、これは何回も説明しているとおりです。単純に言えばそういうことです。

したがって、できるだけ職員には負担がかからないようにするにはどうすればいいか

ということ、やっぱりそれは検討を十分しなければいけないというふうに思います。どうしてもそれがカバーできないということになれば、これは全体的な事業量を減らしていく。というのが、予算額も減っていくわけです、今からは。三位一体改革等について。予算額も減ってきますので、職員の削減もそれについてやっていくと。安易に臨時で対応とかいうことにならないように、どうしてもという場合はそれも検討しなければいけません、基本的にはそういうふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今合併云々は問題外なんですよ。職場の中で創意工夫をして対応していかなくてはいけないとおっしゃいましたが、今既にそういう形でやられているんですよ。そして、その余分な分が先ほど言われた15年度と比べたら今の段階でも3割強の超勤の実態が出ているという状況でしょう。これだけ見てもやっぱり異常ですよ。

私が言っているのは、それは正式な職員を入れることがいいでしょう。しかし、その3割強超過勤務をやられている、その分についてでも臨時採用でいいと思いますよ、職員の補充をすることだってできるんだけど、そういうことはできないかと私は言っているわけです。安易に臨時で対応するということはできないとおっしゃっていますがね。例えば、今夜間の勤務は、先ほどおっしゃいましたが、シルバーから2人ずつ入れているということでしょう。臨時と同じじゃないですか。安易にできないじゃなくて現にやっているわけですよ。じゃあ、そういう面についても補充をやるということで取り組んでいけると私は思いますし、そのことによって水道課の仕事自体も充実させていくし、就労の場を確保するという、そういう実態にもなるんじゃないかと思えます。

そういう人を減らしていかないと事業全体の量も減らさんといかんというようなことをおっしゃっていますが、市民の暮らしを守っていく大事な水道事業なんですよ。そういう面ではただ単に数字的なところだけを見て、じゃあ、人を減らさんといかん、それができんぎ事業量を減らさんばいかんとか、これでは納得のいくものじゃないと思いますがね、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

3割という課長の方から答弁いたしました、同じ水道課のほかの部署では80何%に減っていると、こういうところはまず工夫をですね。自分とこの係だけ仕事をせにゃいかんということじゃないわけですから、そういうのを指しております、私が言っているのは。いろんな工夫を講じなければいけない。そういうものもしない間に安易にこれ以上のことはしな

いと。

それから、夜間の勤務というのは通常業務のこととは若干違うと思います。それから、臨時というのは、今おっしゃるように、簡単にはできませんよ、正規職員がしている仕事をです。臨時職員というのは何カ月かぐらいしか就業できんわけでしょう。ですから、おのずと臨時職員でできることとできないことと、その区別もありますし、できるだけ今の陣容で頑張るようにしたいと、こういうことを言っているわけです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

他の部署では減っているから、その辺のいろんな運用の仕方だということをおっしゃっているとありますがね。じゃあ、そういうことになると、市長考えてみてくださいよ。部制にするときに、部制にすれば、そこの中に仕事のあいた人もおるし、忙しかところもあつけんが、お互いに考慮して仕事ができいくんだと、そういうよさがあるんだとおっしゃいましたが、そういう機能を果たしていますか、今部制にして。それは果たしている部もあるかもわかりませんよ。しかし、私は決してそうだとは言えないんですよ。今職員の人たちの仕事ぶりを見ていますと、同じ枠内でも大変な人といろいろありますよ。だから、そういう形はできないと。

それから、臨時で簡単にいかんと。でも、その仕事をということをお願いをして、対応してもらえばできないことはないはずですよ。そういうやろうと思う気があるかないかということですよ。私はそう思います。

以上でいいです。

○議長（小池幸照君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 平成16年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第67号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第67号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は市町村合併によりまして、平成17年1月1日から新しい白石町が誕生することに伴いまして、杵藤地区広域市町村圏組合を構成する市町の数が増減する場合、あるいは規約の改正をする場合には、地方自治法第290条の規定によりまして構成する市町の議会の議決が必要なことから、この案を提出するものでございます。

それでは、次に説明資料9ページをお開きください。

これは杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。

2条をお願いいたします。これは組合を組織する地方公共団体についての規定でございますが、ごらんのように、従来2市10町あったのが、合併によりまして2市8町に減少するというので、この条文を改正するものでございます。

続いて第5条につきましては、これは議会の組織及び議員の選挙の方法についての規定でございますが、まず第1項の定数につきましては、構成する市町の数が増減することに伴いまして定数も同じように減少をさせるという規定でございます。

続いて2項につきましては、組合の議員につきましては、関係市町の議会において議員の中から選挙された者ということになっておりますが、この合併によりまして、従来、鹿島市と武雄市にあってはその数が2名だったものを新しく白石町につきましても2人を選出するというふうに規定を変えるというものでございます。

以上説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第67号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第67号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第68号 佐賀縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

議案第68号 佐賀縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、市町村合併に伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行う必要があることから提案をいたすものでございます。

議案書は17ページから19ページでございますけれども、説明資料の10ページ、11ページをもって御説明を申し上げたいと思います。

10ページをお開きください。

ここに新旧対照表を掲げておりますが、第1条につきましては、組織団体である小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町が平成17年3月1日に合併し、新たに小城市を設置し、合併後の小城市が本組合に加入することによる規約の変更でございます。

第4条につきましては、合併に伴い、組合を組織する市が増加し、郡が減少することから、市から選出される議員を1名ふやし、郡から選出される議員を1名減らす規約の変更でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

表の中の第6条につきましては、組合市の長の職にある議員については、補欠選挙が出てまいりませんので、今回はっきりと明文化するものでございます。

第5条、第9条及び第12条につきましては、地方自治法の一部を改正する法律において収入役制度の改正が行われたことに伴い、収入役の設置を廃止することからの変更でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第68号 佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第69号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14. 議案第69号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第69号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

この議案につきましても、先ほどの2議案と同じように、現在、県下の49市町村で組合を組織し佐賀県自治会館を運営しておりますが、この構成市町が合併によりまして減少するに伴い、この案を提案するものでございます。

以上簡単ですが、御説明を終わりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第69号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第70号

○議長（小池幸照君）

日程第15. 議案第70号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第70号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について申し上げます。

議案書は21ページ、22ページでございます。

先ほどから説明がっておりますように、市町村合併によって本組合を組織する自治体の数に変更があったために、議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第70号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

日程第16 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、日程第16. 請願上程であります。

今期定例会に受理された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり3件であります。

請願第3号 「郵政事業の民営化に反対する国への意見書」の採択を求める請願書は総務委員会に付託し、請願第4号 WTO・FTA交渉に関する請願書及び請願第5号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願書は産業建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会とし、明15日は総務委員会、16日は休会とし、17日は産業建設委員会、18日から21日までの4日間は休会とし、次の会議は22日午前10時から開き、議案審議を行います。

なお、御連絡をいたします。休憩中の桑原市長へのテレビ東京の取材は今夜11時よりTVQでワールドビジネスサテライトで放映される予定だそうです。

本日はお疲れさまでした。

午後6時38分 延会